

平成30年（行コ）第355号

イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求控訴事件

控訴人 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被控訴人 国

控訴理由書

2019（平成31）年1月22日

東京高等裁判所 第11民事部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 秋 山 幹 男



弁護士 二 関 辰 郎



弁護士 古 本 晴 英



弁護士 牧 田 潤 一 朗



弁護士 出 口 か お り



弁護士 藤 原 大 輔



弁護士 小 野 高 広



目次

第1 序 — 本件訴訟の意義	4
第2 原判決の誤り——総論部分	5
1 はじめに	5
(1) 原判決の判断	5
(2) 原判決の判断の誤り——概略	6
2 情報開示請求権の重要性	8
(1) はじめに	8
(2) 知る権利とその法的性質	8
(3) 国民主権論に基づく知る権利の具体的権利性	15
(4) 小括	16
3 原判決は実質的に立証責任を転換していること	17
4 原判決が採用した審査基準の誤り	18
5 情報を公開することによる公益性を斟酌すべきこと	23
6 「一般的又は類型的」立証責任の誤り	25
(1) 原判決による被控訴人と控訴人の主張立証責任の分担の誤り	25
(2) 条文の文言を離れて被控訴人の主張立証責任を軽減していること	26
(3) 原告側に重い負担を課していること	26
(4) 不開示事由の有無において審理されるべき事項	27
7 3号解釈についてのまとめ	30
第3 原判決の誤り——各論	31
1 はじめに	31
(1) 第3の構成に関する説明	31
(2) 各不開示部分に共通する事項	32
2 本件各不開示部分における判断（原判決39頁以下）の誤り	36

(1) 本件不開示部分 1 について	36
(2) 本件不開示部分 2 について	40
(3) 本件不開示部分 3 について	42
(4) 本件不開示部分 4 について	45
(5) 本件不開示部分 5 について	48
(6) 本件不開示部分 6 について	51
(6) 本件不開示部分 6 (情報収集についての検証) について	54
(7) 本件不開示部分 7 (分析についての検証) について	59
(8) 本件不開示部分 8 (検討・意思決定プロセス) について	62
(9) 本件不開示部分 9 (武力行使の支持に至るプロセス) について	66
(10) 本件不開示部分 10 (米側への働きかけ) について	69
(11) 本件不開示部分 11 (米国以外の各国への働きかけ) について	72
(12) 本件不開示部分 12 (武力行使の法的側面(国際法上の合法性)) について	75
(13) 本件不開示部分 13 について	79
(14) 本件不開示部分 14 について	82
(15) 本件不開示部分 15 について	85
(16) 本件不開示部分 16 について	87
(17) 本件不開示部分 17 について	89
(18) 本件不開示部分 18 について	92

第1 序 —— 本件訴訟の意義

イラク戦争は、イラクによる大量破壊兵器の保持を根拠として開始されたが、実はそれは誤りであったことが後に判明した。

戦争は多数の人命を奪い、環境を破壊し、家族を離散させる。このような開始原因を誤って行われた戦争という歴史上重大な悲劇は、二度と繰り返してはならない。戦争に参加した米英や豪州、それを支持したオランダなどは、なぜそのような重大な誤りが生じたのかを事後的に検証し、結果をまとめた詳細な報告書をそれぞれ公表している。戦争が国民生活にも重大な影響を及ぼすことからすれば、検証結果を広く公表し国民に説明することは、民主主義国家において当然のことである。

日本でも、2012年にイラク戦争に関する検証報告書が作成された。ところが、他国と異なり報告書は公表されず、代わりに「報告の主なポイント」というA4で4頁の文書(甲4の2)が公表されたにすぎない。そのため、控訴人が同報告書(以下「本件報告書」という。)を含む関連文書の情報公開請求をしたが、本件報告書は全面不開示とされたために提起したのが本件訴訟である。

第一審の訴訟の経過において、国は二度の決定変更を行い、本件報告書を部分的に開示した。しかし、いまだ3分の2程度は不開示なままである。このような不開示が、「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的」とする情報公開法の下で正当化されるかが本件訴訟では問われている。

原判決の誤りは項を改めて詳述するが、先例となるべき東京高裁判決にも反しており、原判決は取消しを免れないものである。

第2 原判決の誤り——総論部分

1 はじめに

原判決は、情報公開法5条3号（以下、単に「3号」という場合がある。）該当性の審査方法及び立証責任の所在等について、他の不開示事由該当性に関する場合と同様に、原則として処分を行った行政庁の所属する行政主体である被告において立証すべきであるとしている。

しかしながら、原判決は、3号について行政機関の長による一次的判断を尊重する余り、結局のところ、実質的には立証責任を転換させるに等しい立場をとっている。原判決が採用する判断枠組みにしたがえば、およそ行政機関の長による3号に関する不開示決定が裁判所によって取り消される余地はなくなってしまう、情報公開法7条が定める裁量開示とは別に義務的開示として3号を設けた趣旨が没却されかねない。原判決による3号の判断枠組みは、情報開示請求権の重要性や情報公開法の趣旨に照らして見直されなければならない。

（1）原判決の判断

原判決は、3号の立法趣旨について、「我が国の安全、他国等との信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益を確保することは、国民全体の基本的利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり、これらの利益等を十分に保護する必要があるとの趣旨により、設けられた規定である」としたうえで、同号の文言が「おそれがある情報」ではなく「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定していること、同号の開示又は不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと等を指摘したうえで、「同号に規定する事由があるか否かについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるかどうか

か、すなわち、開示をしない旨の決定が裁量権の行使としてされたことを前提に、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるなど、当該行政機関の長に与えられた裁量権の範囲から逸脱し、又はこれを濫用したと認められるか否かを判断するという審査方法によるべきである」と判示する（原判決38, 39頁）。さらに、原判決は、「被告において、当該処分に係る行政文書に記録されている情報に係る事柄、当該情報の性質、当該処分をするに当たって前提とした事実関係その他の当該処分当時の状況等の、一般的又は類型的にみて、それらに照らし当該情報が同号に掲げる国の安全等の確保に関するものに当たることを推認するに足りる事情を立証する必要がある」としたうえで、「原告が、当該処分につき行政機関の長の裁量権の範囲からの逸脱又はその濫用があったことを基礎付ける具体的事実について主張立証することを要するというべきである」とする。

（２）原判決の判断の誤り——概略

原判決は、次に指摘するとおり、多数の誤りをおかしている。

- ① 原判決による3号の立法趣旨の捉え方自体はおおむね誤りではない。しかし、原判決は、3号を適用して情報を不開示にする場合に、それにより守られる利益のみに注意を向けており、それにより制約を受ける情報開示請求権の重要性への配慮を完全に欠いている。
- ② 原判決は、「同号に規定する事由があるか否かについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるかどうか、すなわち、開示をしない旨の決定が裁量権の行使としてされたことを前提〔とする〕」と判

示している。しかし、3号はあくまでも原則開示という情報公開法の原則に対する例外規定であって、同号は、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定している。

「開示をしない旨の決定が裁量権の行使としてされたことを前提」にするという原判決の立場は、「判断の合理性」の存否あるいは「相当の理由」の存否を判断すべき場面において、「判断が合理的であること」、「相当であること」を最初から前提にしており、実質的に立証責任を転換するものである。

- ④ 原判決は、「その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるなど、当該行政機関の長に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められるか否かを判断する」という審査基準を採用する。しかし、このような審査基準は、行政機関の裁量の幅や制約される権利の性質が全く異なる最高裁1978（昭和53）年10月4日大法廷判決・民集32巻7号1223頁（以下「マクリーン判決」という。）における審査基準を想起させるものであって、行政機関の長に広範な裁量権を与えすぎており、3号該当性判断に用いるのは誤りである。

同じように条文としては「相当の理由」と規定されている場合でも、行政機関の長に与えられた裁量の幅は処分によって異なる。このことはマクリーン判決自体が指摘している。この点、3号該当性の審査方法及び立証責任の所在について判断した東京高裁2014（平成26）年7月25日判決（最高裁ウェブサイト）（以下「日韓会談高裁判決」という。）が、旅券法に関する最高裁1969（昭和44）年7月11日判決・民集23巻8号1470頁（以下「旅券法1969年最判」という。）に依拠して適切に述べたとおり、情報公開法5条3号における「相当の理由」については、「法規の目的に従って所定

の権限を適法に行使すべきものとしての限定を付する趣旨であると解するのが相当」であるが、原判決の判断は、これら先例に反している。

- ⑤ 「相当の理由」の判断にあたっては、開示しないことによって守られる利益のみならず、開示することによって得られる利益ないし公益性を考慮すべきであるが、原判決は考慮していない。

以下、情報開示請求権の重要性（後記２項）、原判決が実質的に立証責任を転換していること（後記３項）、日韓会談高裁及び旅券法１９６９年最判に照らした審査基準の誤り（後記４項）、開示によって得られる利益ないし公益性（後記５項）について、それぞれ分けて詳論する。

２ 情報開示請求権の重要性

（１）はじめに

以下に詳論するとおり、情報公開法が定める情報開示請求権は、憲法上の「知る権利」を具体化したものであり、また、情報公開法１条が明記する「国民主権」原理から、国民による具体的な情報開示請求権が導かれるものである。情報開示請求権は、国政のあり方に関する国民の表現の自由を基礎付ける憲法上も重要な権利であるが、原判決はそのような視点を完全に欠いている。

次項以下では、知る権利とその法的性質、国民主権論に基づく知る権利の具体的権利性について分けて論じる。

（２）知る権利とその法的性質

ア 憲法２１条が知る権利を保障していること

憲法が定める国民主権原理からは、表現の自由を定めた憲法２１条

は、国民が国家機関に対して情報の提供を求めうるという意味での知る権利が保障されていると解される。

まず、国民主権原理上、主権者としての国民は、選挙を通じて代表者を選択する権限をもつが、この権限を適切に行行使するためには、国民は常日頃、国政に関する情報を広く入手する機会を持たなければならない。また、国民は、選挙時の代表選択権限だけでなく、日常不斷に国政を監視し、さまざまな手段を通じて、国政につき発言し、表現し、その方向付けや内容に一定の影響力を与えるべく努力することが求められている。

この際、国のあり方を認識し、これに対して意見を表明する前提として、国民には情報が与えられていなければならない。すなわち、国民主権の原則は、国政に関し国民が知る権利を有していることを当然の前提としており、知る権利が保障されず、したがって国政に関する情報が十分に与えられることのないところでは、国民主権の原則は、まやかしに過ぎなくなる。

このような憲法の主権原理からすると、憲法21条が定める表現の自由には、単に、思想、情報、意見の発表、伝達の自由だけでなく、これを自由に流通させ、これを受け取る自由が含まれていることはもちろんであり、そのような消極的な「知る自由」の保障だけでなく、国家に情報を求める請求的な性格を持った「知る権利」も保障されていると解さなければならない。なぜならば、国家機能の増大が公権力の側に膨大な量の情報の集中管理をもたらしている現代社会において、公権力が保有する情報を知り、利用することが認められないとすれば、思想、情報、意見を十分に形成することなどできず、表現の自由の保障も実体を欠いたものになってしまうから、思想や意見の形成を支える条件として、国家が保有する情報に接しこれを利用すること

を求める積極的な権利が不可欠と考えられるからである。

最高裁判所も、いわゆる博多駅テレビフィルム提出命令事件判決（最大判1969（昭44）年11月26日・刑集23巻11号1490頁）において、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するもの」ものとして、情報を受け取る自由としての知る権利の保障を認めており、いわゆる北方ジャーナル事件（最大判1986（昭61）年6月11日・民集40巻4号872頁）や法廷メモ採取事件（最大判1989（平元）年3月8日・民集43巻2号89頁）においても、その意義の重要性について言及しながら、最高裁判所は、次のように説明している。

「主権が国民に属する民主制国家は、その構成員である国民がおよそ一切の主義主張等を表明するとともにこれらの情報を相互に受領することができ、その中から自由な意思をもつて自己が正当と信ずるものを採用することにより多数意見が形成され、かかる過程を通じて国政が決定されることをその存立の基礎としているのであるから、表現の自由、とりわけ、公共的事項に関する表現の自由は、特に重要な憲法上の権利として尊重されなければならないものであり、憲法21条1項の規定は、その核心においてかかる趣旨を含むものと解される。」
（北方ジャーナル事件）

「憲法21条1項の規定は、表現の自由を保障している。そうして、各人が自由にさまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成、発展させ、社会生活の中にこれを反映させていく上において欠くことの

できないものであり、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも必要であって、このような情報等に接し、これを摂取する自由は、右規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるところである」
(法廷メモ採取事件)

北方ジャーナル事件、法廷メモ採取事件の判示のように、最高裁判所が、多様な情報の存在とその自由な流通の維持が憲法 21 条の核心に位置することを明言していることからすれば、それは単に消極的な自由の保障にとどまらず、情報へ接近し、情報を求めるという請求権的な性格を射程に入れているというべきである。

イ 情報公開法による知る権利の具体化

情報公開法は、憲法 21 条によって保障されている請求権としての知る権利を、国民が現実に行使する手続等を定めることによって具体化したものである。仮に憲法レベルでは抽象的権利性しか認められないという立場をとるとしても、情報公開法によって、そのような抽象的権利は具体化されたと考えられる。したがって、その解釈においては、国民主権原理と民主制にとって不可欠な精神活動の核心を担う基本的人権の保障が全うされることが求められ、他方、知る権利を制限する規定については厳格な解釈が求められ、知る権利の制約につながる行政機関の長による判断の評価にあたっても、厳格な判断がなされるべきことは当然である。

法案作成時の行政改革委員会が策定した「情報公開法制の確立に関する意見」(1996年12月16日)中の「情報公開法要綱案の考え方」(乙2)(以下「考え方」という)においても、次のように、国

民主権原理に基づく情報公開法における権利の実現が説明されているが、これらは前項で控訴人が主張する権利の内実と符合するものといえる。

「わが国は、議院内閣制を採用し、内閣が行政権の行使について国会に対して責任を負うものであるが、行政機関が国民に対する関係で説明責任を全うする制度を整備することは、現行憲法の定める統治構造の下において、憲法の基礎である国民主権の理念にのっとりた国政の運営を一層実質的なものとするに資するものである。それとともに、このような制度を通じて、行政運営に関する情報が国民一般に公開されることは、国民一人一人がこれを吟味した上で、適正な意見を形成することを可能とするものであり、国民による行政の監視・参加の充実にも資することになる」、「情報公開法制としては、これまでも、個別の法律によって、行政機関が、その保有する特定分野における情報を、国民からの求めに応じて開示する制度や、国民からの求めを待たずに提供する制度が設けられている。しかし、行政運営の公開性を向上させ、政府がその説明責任を全うするようにするためには、このような従来の制度に加え、行政機関の保有するすべての情報を対象として、国民一人一人がそれらの情報の開示を請求することができる権利につき定める制度、すなわち一般的な開示請求権制度を確立し、これを情報公開法制の中核として位置付けることが肝要である」

また、「考え方」は、「『国民主権の理念にのっとり』という表現によって、憲法の理念を踏まえて充実した情報公開制度の確立を目指していることを明記しておきたい」としており（下線は控訴人代理人）、情報公開法によって定められた開示請求権が憲法に淵源を有するこ

とを明確に指摘している。

立法過程においても、所管大臣であった太田誠一総務庁長官(当時)は、法案の趣旨説明の場において、次のように説明し、情報公開法の開示請求権は、請求権的性格を意味する知る権利と内実を同じくすることを認めている。

「行政情報の開示請求権という意味での知る権利が憲法上保障されているか否か、権利の性格、内容等についてはなおさまざまな見解があるというのが現状であります。本法律案においては、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を求めることができる権利といたしておりまして、その内容におきましてほぼ同様のことを明らかにしておるというふうに考えております。このため、情報公開法案においては、知る権利という文言は用いておりません」

(第145回国会1999年3月5日参議院本会議・甲35)

さらに、参議院総務委員会においても、「知る権利は憲法上認められた権利と明言もなさない。そうすると、憲法上どういう権利が認められるというふうに、じゃ逆に言えば、お聞きしましょう」と質問されたのに対して、「国民一人一人が行政文書の開示を請求できる、国民主権の理念にのっとり行政情報を一人一人が開示を請求できるということであろうと思います」、「それを知る権利と表現をされるんだということで、別にそのことについて私は反対をいたしません」と答弁しており、憲法上、情報の開示を求める請求権があり、これを実現するのが情報公開法であると説明している(同国会1999年3月9日参議院総務委員会・甲36)。

加えて、情報公開法によって知る権利が具体化されたことを、少なくとも2名の最高裁裁判官が承認していると認められる。

情報公開請求訴訟におけるインカメラ審理の実施が問題となった最高裁2009（平成21）年1月15日決定・民集63巻1号46頁の補足意見において、泉徳治裁判官は、「インカメラ審理は、裁判所が当該行政文書を直接見分し、自ら内容を確認して実体判断をするための手続であるから、国民の知る権利の具体化として認められた行政文書開示請求権の司法上の保護を強化し、裁判の信頼性を高め、憲法32条の裁判を受ける権利をより充実させるものということができる。」と判示している。また、宮川光治裁判官は、「開示を求める当事者がインカメラ審理を求めるのは、それが知る権利を実現するためにより実効的であるという判断があるのであり、行政機関の側には審理に先立って不開示とした理由等について説明する機会が与えられるのであれば手続保障の上でも問題はない。... 情報公開訴訟へのインカメラ審理の導入に関しては... 情報公開制度を実効的に機能させるために検討されることが望まれる。」と判示している（下線はいずれも控訴人代理人）。

このように2名の最高裁裁判官が、情報公開法に基づく行政文書開示請求権が国民の知る権利を具体化したものであることを認めている（宮川裁判官の判示は明示的ではないが、その趣旨と認められる。）。

加えて、いわゆる公務員ビラ配り無罪判決（東京高裁2010（H22）年3月29日判決・判例タイムズ1340号105頁）は、「我が国においては、民主主義はより成熟して、着実に根付き、その現れとして、国民の知る権利との関連でいわゆる情報公開法が制定され」と言及している。

これらのことに照らすと、情報公開法施行後20年近くが経過した

ことにより、「政府の保有する情報の開示を求める権利」が知る権利を具体化したものであるとの理解は定着したと解すべきである。

(3) 国民主権論に基づく知る権利の具体的権利性

情報公開法は、「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的」とし（1条）、同法の規定する開示請求権が、憲法上の国民主権を踏まえたものであることを明言している。

1789年フランス人権宣言は、第3条において、「すべての主権の淵源は、本質的に国民にある。いかなる団体も、いかなる個人も、国民から明示的に発しない権威を行使することはできない。」と定め、国民主権をとりいれたものであるが、同15条（行政の報告を求める権利）は、「社会は、すべての官吏に対して、その行政について報告を求める権利をもつ。」と規定していた。

「ルソーは、『人民主権』・『人民代表制』の立場から、代議士に議会における自己の行動につき選挙人に対する徹底した報告義務を課し、ヴァルレも、同様にして、『「すべての公務員、国会の公金の管理者にその事務について報告を求める権利」が国民（「人民」）にあるとし、1789年人権宣言は『社会は、全公務員にその行政につき報告を要求する権利をもっている』としていた。『人民主権』のもとにおいては、主権者たる『人民』にかわって公権力を担当する者が、主権者に政治責任を負い、主権者の知る権利にこたえる義務をもつのは当然のことである』とされる」（杉原泰夫『憲法Ⅱ 統治の機構』260～261頁）。

フランス人権宣言でとられた国民主権と日本国憲法の国民主権は同義であると解されるが、今から200年以上前に作成された1789年フランス人権宣言において、すでに「社会は、全公務員にその行政につき報告を要求する権利をもっている」とされていた。国民による国政を知る権利の具体的権利性は当然のこととされていたのである。日本国憲法でも、すでに見たとおり、21条の表現の自由が知る権利の保障を含むと解されるが、21条自体が具体的権利性を付与したという立場からも、あるいは立法を待たなければ具体的権利性は認められないとする立場からも、知る権利を具現したのが情報公開法であると位置付けることができる。

なお、情報公開法では、開示請求権が「何人」にも認められている（第3条）。したがって、国民主権における国民の範囲と一致しないのかという疑問が生じるかもしれないが、ここで請求権者を「何人も」とした際には、法人や外国人も含めることが意図されていたに過ぎず（総務省行政管理局編『詳解情報公開法』28頁）、情報公開法の制定にあたって、憲法上認められる知る権利の性質を変容させることまで意図されていたわけでない。理論的にも、下位法によって上位法の性質を変えることはできないから、憲法上認められる知る権利の具体的権利性を前提とする場合、下位法である情報公開法は、それに即して解釈すべきである。したがって、上位法である憲法上の知る権利の具体的権利性を前提として、情報公開法は、同法によって広げられた請求権者（「何人」）について、主権者に与えられたと同様の具体的権利を付与したものと解される。

（４）小括

以上のとおり、情報開示請求権は、憲法上の知る権利を具体化した重要な権利である。原判決は、3号該当性を広く認める結果、制約を受け

る情報開示請求権の重要性という視点を完全に欠いている。憲法上の知る権利を具体化したものであるという情報開示請求権の重要性を踏まえるならば、その制約は最小限でなければならず、情報開示請求権を制約する行政機関の判断については厳格な審査が行なわれるべきである。

このような観点からは、原判決のように、行政機関の長による裁量を広汎に認め、情報を開示しないことによって守られる利益のみを重視するような片面的判断を導き出すことは到底できない。

3 原判決は実質的に立証責任を転換していること

原判決は、「同号に規定する事由があるか否かについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるかどうか、すなわち、開示をしない旨の決定が裁量権の行使としてされたことを前提〔とする〕」と判示している。しかし、3号はあくまでも原則開示という情報公開法の原則に対する例外規定であって、同号は、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定している。原判決のように、「開示をしない旨の決定が裁量権の行使としてされたことを前提〔とする〕」こと自体、本来であれば「判断が合理性」を有するか否か、「相当の理由」があるか否かを判断すべき場面において、被控訴人に有利な結論を先取りして、「判断が合理性を有すること」あるいは「相当の理由があること」を前提にしているに等しい。本来は、情報開示請求権の制約を正当化するだけの相当の理由があるか否かを厳格に審査する必要がある。それにもかかわらず、原判決は、最初から「開示をしない旨の決定が裁量権の行使としてされたことを前提」にしており、このこと自体、実質的に立証責任を転換するに等しい。

なお、他国が公表しているイラク戦争の検証報告書、前掲の「報告の

主なポイント」その他の公表された情報等から不開示部分に記録された情報の内容等が推測できるという原告主張について、原判決は、「情報が同一であることまではうかがわれない」、あるいは「同一の情報がそのまま記録されていることをうかがわせる事情等も見当たらない」等として、原告主張を排斥している（原判決41, 51, 55頁等）。しかし、不開示部分を見ることができない原告に厳格な同一性の主張立証を求めるのは、原告に不可能を強いることを意味する。また、仮に原告が、そのような証明ができたとすると、情報公開法は、結局はすでに公表されている情報を開示してもらえだけの制度になる。それでは、「行政機関の保有する情報の一層の公開を図〔る〕」目的（情報公開法1条）など到底果たせない。

4 原判決が採用した審査基準の誤り

原判決は、「その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるなど、当該行政機関の長に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められるか否かを判断する」という審査基準を採用する。しかし、この審査基準は、行政機関の裁量の幅や制約される権利の性質が全く異なるマククリーン判決における審査基準を想起させるものであって、行政機関の長に広汎な裁量を与えすぎており、3号該当性判断に用いるのは誤りである。

原判決のこのような判断は、マククリーン判決を引用するなどして司法審査を制限しようとする被控訴人の主張の影響を受けたものと考えられるが、マククリーン判決と本件とでは、問題となっている事柄の権利性や、処分の根拠となる条文の規定ぶり等が大きく異なり、同判決で採用された基準あるいはそれに類するような基準を本件で採用することはできない。

この点については、第一審で提出した原告準備書面（１）でも論じたが、日韓会談高裁判決が依拠する旅券法１９６９年最判等にも触れつつ補足すると次のとおりである。

マククリーン判決は、行政機関の長に広汎な裁量を認めたが、同時に一般論としては、行政機関の長の裁量の幅について、「法が処分を行政庁の裁量に任せる趣旨、目的、範囲は各種の処分によって一様ではなく、これに応じて裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつたものとして違法とされる場合もそれぞれ異なるものであり、各種の処分ごとにこれを検討しなければならない」と判示している。

日韓会談高裁判決は、情報公開法５条３号に基づく行政機関の長の裁量について検討するのに先立ち、このマククリーン判決の示した基準に沿って、出入国管理令の在留期間の更新の場面と、旅券法による旅券発給の場面における行政庁の裁量の性質を対比している。前者については、憲法上、外国人に入国の自由が保障されているわけではないこと等から行政庁に広汎な裁量を委ねていると捉え、他方、後者については、憲法上外国に一時旅行する自由が保障されていること等から、行政庁の裁量につき法規の目的に従って所定の権限を適法に行使すべきものとして限定を付する趣旨であると捉えている。この日韓会談高裁判決の旅券法に関する判断は、旅券法１９６９年最判を踏まえたものである。すなわち、旅券法１３条１項５号（現在の同７号に相当）は、旅券の発給をしないことができる対象者について、「外務大臣において著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」と規定するが、同規定について旅券法１９６９年最判は、「外務大臣が旅券法１３条１項５号の規定により、旅券発給拒否処分をした場合において、裁判所は、その処分当時の旅券発給申請者の地位、経歴、人がら、その旅行の目的、渡航先である国の情勢、

および外交方針、外務大臣の認定判断の過程、その他これに関するすべての事実をしんじやくしたうえで、外務大臣の右処分が同号の規定により外務大臣に与えられた権限をその法規の目的に従つて適法に行使したかどうかを判断すべきものであつて、その判断は、ただ単に右処分が外務大臣の恣意によるかどうか、その判断の前提とされた事実の認識について明白な誤りがあるかどうか、または、その結論にいたる推理に著しい不合理があるかどうかなどに限定されるものではないというべきである。」と述べ、明らかにマクリーン判決の場合とは異なり、行政機関の長に広い裁量は認めない立場をとっている。

そのうえで、日韓会談高裁判決は、情報公開法5条3号（及び同事案では問題になっていた同4号）について、次のように判示する。

情報公開法は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とし（同法1条）、行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に同条各号に掲げる情報（不開示情報）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し当該行政文書を開示しなければならないと規定しているのであり（同法5条）、これを原則としつつ、開示義務の例外として不開示情報が記録されている場合を定める構造を採っているのであつて、同法の上記趣旨目的及び規定の構造に鑑みれば、不開示情報を定める同条3号及び4号が行政機関の長が上記各おそれがあると認めることにつき「相当の理由がある」という要件を付加した趣旨は、出入国管理令21条3項に基

づく「在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由」があるかどうかを判断する場合のように行政庁に広汎な裁量をゆだねる趣旨ではなく、旅券法13条1項5号により旅券発給の申請者が「外務大臣において著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足りる相当の理由がある者」にあたるとして外務大臣が旅券の発給を拒否するかどうかを判断する場合のように法規の目的に従って所定の権限を適法に行使すべきものとしての限定を付する趣旨であると解するのが相当である。

したがって、行政機関の長は、情報公開法5条3号、4号所定の不開示情報にあたると判断して不開示処分をした場合において、当該不開示処分の取消訴訟が提起されたときは、当該判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を示すことを要するものと解するのが相当である。外務大臣が同条3号所定のおそれがあると認めることにつき「相当の理由がある」といえるかどうかについて判断する場合にあつては、我が国を取り巻く国際情勢、我が国と当該他国又は国際機関との従前及び現在の関係、これらをめぐる歴史的経緯及び事象、我が国の外交方針、我が国と当該他国又は国際機関との今後の交渉及び将来の関係の展望等に関する事実を総合的に踏まえて、他国又は国際機関との上記おそれの根拠があると合理的に判断することができる場合であることを要するものと解するのが相当である。したがって、裁判所は、上記各事実を斟酌して上記の場合に該当するかどうかを判断すべきものであり、その判断は、外務大臣の判断が全く事実の基礎を欠いているかどうか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠いているかどうかなどに限定されるものではないと解するのが相当である。したがって、外務大臣は、同条3号所定の法定不開示情報に

該当すると判断して不開示決定をし、当該不開示決定の取消訴訟が提起された場合には、我が国を取り巻く国際情勢、我が国と当該他国又は国際機関との従前及び現在の関係、これらをめぐる歴史的経緯及び事象、我が国の外交方針、我が国と当該他国又は国際機関との今後の交渉及び将来の関係の展望等に関する事実について可能な限り具体的に主張立証し、これらを総合的に踏まえて、同条3号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠があることを証明する必要があると解するのが相当である。また、外務大臣が同条4号所定の法定不開示情報に該当すると判断して不開示決定をし、当該不開示決定の取消訴訟が提起された場合についても、同条4号所定のおそれがあると合理的に判断することができる根拠が存在することを基礎付ける事実について可能な限り具体的に主張立証し、これらを総合的に踏まえて、同条4号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠があることを証明する必要があると解するのが相当である。

この日韓会談高裁判決の判断は、旅券法1969年最判に沿うものであるうえ、前述した情報公開法に基づく開示請求権の重要性を適切に踏まえており、支持すべきものである。

また、条文の規定の仕方としても、マクリーン判決の場合には、出入国管理及び難民認定法21条3項により、規定されているのは、「相当と認めるに足る相当の理由」というだけであり、「在留期間の更新事由が概括的に規定されその判断基準が特に定められていない」（マクリーン判決）うえ、更新を認める場合が例外という構成になっている。これに対し、本件訴訟で問題になっている3号の場合には、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益

を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定されており、「相当の理由」の前に種々の要件が文言として規定されており、マククリーン判決の場合のような概括的な規定ぶりにはなっていない。さらに、日韓会談高裁判決が適切に指摘するように、不開示の場合が例外であって、マククリーン判決の場合とは逆である。

3号とマククリーン判決の事案との間にこのような違いがあることは、情報公開法の立案時の立法資料においても、「マククリーン判決を参考にしたのだろうが、あれは、概括的な規定の仕方＋事柄の性質上、大臣の裁量に任せないと裁判所では判断できないもの。」と指摘されており、立法担当官によっても認識されていたことである（甲37、17～18頁）。

以上のとおり、マククリーン判決の判断基準あるいはそれに類する基準を本件に当てはめ、行政機関の長に白紙に近い広範な裁量権を認めることはできないのであって、日韓会談高裁判決がとりいれた審査基準によるべきである（さらに、開示することによる公益性を踏まえるべきことについては次項で述べる。）。

5 情報を公開することによる公益性を斟酌すべきこと

3号該当性判断をするにあたっては、情報を公開することによる公益性を斟酌すべきである。このことについては一審の原告準備書面（1）15頁以下で述べたため、ここではポイントを述べる。

立法資料として重要な「考え方」には、「情報公開法における行政文書の開示・不開示の枠組み」を論じる際に、「行政文書が開示されることによる利益と不開示情報が開示されないことによる利益は、いずれも国民の利益といえるとの前提の下に、それぞれが適切に保護されるよう両者間の調整が図られなければならない」とあり、これは被控訴人自身

も本訴訟において引用していた。このような利益の調整は、一般論として述べるだけでは足りず、個別の条項に当てはめて開示不開示を判断する段階でも行われるべきことである。

情報公開法5条が定める3号、4号以外の他の不開示事由の場合には、いずれも対象文書を開示することによる公益性が考慮されている。たとえば、同5号では、「不当に」という要件、同6号では「適正な」という要件を通じて、開示することによる利益と不開示とすることによる利益とを比較衡量すべきこととされている。

3号も、情報公開法5条における原則開示という枠組みの中で例外事項とされているのであり、この場合（及び4号の場合）にのみ、「行政文書を開示する公益性」を全く配慮しなくてよいことにはならないはずである。それゆえ、3号の解釈・適用にあたっては、「相当の理由」という規範的要件を判断するにあたって、「行政文書を開示する公益性」が斟酌されるべきである。「相当の理由」の判断においては同号の書きぶりから第一次的には行政機関の長の判断が尊重されるとしても、行政機関の長は、「行政文書を開示する公益性」を考慮要素に加え、それにより、行政文書を「不開示にする利益」と「開示することの利益」との比較衡量を行うべきである。

このような考え方は、「行政庁の判断課程における考慮要素・考慮事項に着目しつつ、それが適正な重み付けをもって考慮されたかという観点からその合理性を判断しようという審査方法は、複雑・多様な利益調整の結果としてなされる裁量権行使の審査方法として望ましいものと考えられる。」、「近時、最高裁は、考慮要素に着目した判断過程審査を、さまざまな場面で用いている。」と指摘する学説（櫻井敬子・橋本博之『行政法[第5版]』120、121頁）からも支持されるものである。

6 「一般的又は類型的」立証責任の誤り

(1) 原判決による被控訴人と控訴人の主張立証責任の分担の誤り

原判決は、3号の審査方法について、前記第2で詳述した行政機関の長の裁量権について述べた後、被控訴人と控訴人の主張立証責任に関し、次のとおり判示している（原判決39頁）。

「もともと、国の安全又は他国若しくは国際機関との交渉等に関する正確かつ詳細な情報は専ら行政機関の長の側に属しており、開示請求をする者及び裁判所は、処分に係る行政文書の部分に記録されている内容等を直接に把握することができないことからすれば、まず、被告において、当該処分に係る行政文書に記録されている情報に係る事柄、当該情報の性質、当該処分をするに当たって前提とした事実関係その他の当該処分当時の状況等の、一般的又は類型的にみて、当該情報が同号に掲げる国の安全等の確保に関するものに当たることを推認するに足りる事情を主張立証する必要があると解するべきである。

その上で、同号に基づき開示しないことを争う原告が、当該処分につき行政機関の長の裁量の範囲からの逸脱又はその濫用があったことを基礎付ける具体的事実について主張立証することを要するといふべきである。」

一見すると、被控訴人側と控訴人側の主張立証責任の分担の調整を図っているかのようであるが、実際には条文の文言を離れて被控訴人側の負担を軽減し、控訴人に重い負担をかけるものであり、原則開示の枠組みを持つ情報公開法5条の解釈論として妥当ではない。以下、分けて述べる。

(2) 条文の文言を離れて被控訴人の主張立証責任を軽減していること

原判決は、被控訴人が、「当該情報が同号に掲げる国の安全等の確保に関するものに当たることを推認するに足りる事情」を主張立証する必要があるとする。しかし、3号は、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのであって、単に「当該情報が同号に掲げる国の安全等の確保に関するものに当たる」情報とは規定していない。つまり、原判決は、情報公開法5条の文言から離れて、「国の安全等の確保に関するもの」という事項に当たることさえ被控訴人が主張立証すれば、「信頼関係が損なわれるおそれ」や「交渉上不利益を被るおそれ」については主張立証を要していない。情報公開法の趣旨や条文の文言に反して、被控訴人の主張立証責任を不当に軽減している。

なお、原判決の各論における判断では、実際には「おそれ」を推認するに足りる事情の有無を検討しているかのように窺われる箇所もある。しかし、3号解釈の一般論として上記のような解釈手法を採用しているため、きわめて緩やかに「おそれ」の推認が行われている。結局のところ、被控訴人側の主張立証責任を不当に軽減しているという批判が妥当する点は変わらない。

(3) 原告側に重い負担を課していること

被控訴人側と控訴人側がそれぞれ主張立証すべき事項を原判決は並列しているため、形式的には両者の主張立証責任の分担につき調整を図っているかのように見える。しかし、実際には、先に果たすべきとされ

る被控訴人側の主張立証責任について容易にその充足を認めれば、後は、控訴人側の主張立証責任だけが残ることになる。この点、原判決は、上記のとおり、被控訴人側の主張立証責任は条文の文言を離れて不当に軽減したうえで、控訴人に対しては、「行政機関の長の裁量権の範囲からの逸脱又はその濫用があったことを基礎付ける具体的な事実について主張立証することを要する」としている。被控訴人の主張立証責任は容易に認められる枠組みを採用しているから、実質的には、主張立証責任を控訴人に転換しているに等しい。このような審査方法は、原則開示の枠組みを取り入れている情報公開制度の制度趣旨に反している。

情報の内容を知りえない原告に「具体的な事実」の主張立証を求めるのは、実際には不可能を求めるに等しい。現に、原判決は、この基準の下で、本件各不開示情報の判断にあたっては、不開示情報が公表情報と同一であることまで原告が主張立証することまで求めており、不可能なことを原告に求めている。

このような原判決の判断基準自体誤りと言うほかない。

(4) 不開示事由の有無において審理されるべき事項

それゆえ、原判決の判断基準自体が見直されるべきであって、代わりに3号の文言の通常の意味に沿った審査方法を採用すべきである。

3号の文言により不開示事由とされているのは、すでに述べたように「国の安全等の確保に関するもの」ではなく、「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」など、国の安全等が「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」である。そうであれば、法5条3号の文言の通常の意味に従った解釈として裁判所が審査すべき対象は、「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」が存在する

かどうかでなければならない。ここで、同号には他の不開示事由とは異なり「相当の理由」の記載があるからといって、その審査の対象である不開示事由の内容そのものは異なるところはない。国の安全等が「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」についての行政機関の長の判断について、「その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討」（原判決39頁）すべきことになるのである。

審査の対象が、国の安全等が「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」である以上、裁判所が審査すべき内容は、原判決があげるような、情報の「事柄、当該情報の性質、当該処分をするに当たって前提とした事実関係その他の当該処分当時の状況等」（同頁）に止まる理由はない。なぜなら、それらの事柄に関する情報であっても、中には「おそれ」がない情報も存在するからである。現に被控訴人は、そのような事柄に関する情報であることを前提として、当初全面不開示にしていた情報について、二度にわたる決定変更により、その一部を開示するに至った。それにより、開示されている情報と「おそれ」があるとして不開示とされている情報とが存在する。そのような中で、不開示とされた情報の場合に国の安全等が「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」があると被控訴人が判断したことの合理性を裁判所は検討する必要がある、そのためには、開示された情報との間で識別を行うための内容が含まれなければならない。それなしには裁判所は、同じ事柄に属する当該情報について、「おそれ」があるとした行政機関の長の判断の合理性を判断し、意味のある裁量統制を行うことは不可能となる。言い換えれば、国の安全等を「害され、損なわれまたは不利益を被るおそれ」があるとして識別させるための主張立証が、被告側には要求されているのである。

以上の観点からも、そのような識別を可能にし、行政機関の長の判断

が合理的であったか否かを評価できるようにすべき審査基準が採用されるべきであって、日韓会談高裁判決の採用した審査基準が支持される。すなわち、「外務大臣は、同条3号所定の法定不開示情報に該当すると判断して不開示決定をし、当該不開示決定の取消訴訟が提起された場合には、我が国を取り巻く国際情勢、我が国と当該他国又は国際機関との従前及び現在の関係、これらをめぐる歴史的経緯及び事象、我が国の外交方針、我が国と当該他国又は国際機関との今後の交渉及び将来の関係の展望等に関する事実について可能な限り具体的に主張立証し、これらを総合的に踏まえて、同条3号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠があることを証明する必要があると解するのが相当である」。

ところで、日韓会談高裁判決は、国際情勢や他国との関係、歴史的経緯や将来展望などのさまざまな検討要素をあげている。これは、「相当の理由」という条文の文言が「法規の目的に従って所定の権限を適法に行使すべきものとしての限定を付する趣旨」である点で共通する旅券法の規定について、旅券法1969年最判が、「旅券発給申請者の地位、経歴、人がら、その旅行の目的、渡航先である国の情勢、および外交方針、外務大臣の認定判断の過程、その他これに関するすべての事実をしんしやくしたうえで、外務大臣の右処分が同号の規定により外務大臣に与えられた権限をその法規の目的に従って適法に行使したかどうかを判断すべきものであつて、その判断は、ただ単に右処分が外務大臣の恣意によるかどうか、その判断の前提とされた事実の認識について明白な誤りがあるかどうか、または、その結論にいたる推理に著しい不合理があるかどうかなどに限定されるものではない」（下線は控訴人代理人）と判断し、関連要素を広くとりあげて司法審査の密度を高めたことと軌を一にするものであつて適切である。

7 3号解釈についてのまとめ

以上のとおり、原判決は、情報公開法5条3号該当性の審査方法に関する判断を誤っている。

それゆえ、原判決の審査方法は見直されるべきであり、代わりに、日韓会談高裁判決の取り入れた判断方法に、情報を開示することの公益性を踏まえた判断基準とすべきである。具体的には、控訴人が一審段階でも主張してきたように、本件において3号の「相当の理由」があるといえるためには、外務大臣が、行政機関の長の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることにつき合理的根拠を示さなければならない。

第3 原判決の誤り——各論

1 はじめに

(1) 第3の構成に関する説明

本控訴理由書第2で述べたとおり、原判決が示した3号の解釈と審査方法（判断枠組み）は誤っている。そのため、この審査方法に従って各不開示部分の不開示情報該当性について肯定した原判決の判断はいずれも誤りである。

すなわち、本件においても、3号に該当することを理由とした不開示処分の適法性を審査する場合は、被控訴人が外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることにつき合理的根拠を示しているかを審査し、合理的根拠が示されていない場合は、処分を取り消さなければならない。原判決は、被控訴人がこれらの主張立証を尽くしていないのに、漫然と不開示情報該当性を認めたものであり、取消しを免れない。

さらに、原判決には、原判決が示す3号の解釈と審査方法を前提とした場合でも、事実の評価とその条項への適用等において誤りがある。

以下の第3の2項では、原判決が示した18の各不開示部分の順に、それぞれ被控訴人が主張立証を尽くしていないのに原判決が不開示情報該当性を認めた誤りを指摘し、さらに、原判決の審査方法を前提とした場合の適用の誤り等をそれぞれ示していく（原判決が3号以外に該当すると判断した不開示部分（本件不開示部分2及び18）については、それぞれ該当性を認めた5号、6号の解釈適用の誤りを示していく）。

ただし、そのような各不開示部分についての個別の主張に先立って、本項（2）では、各不開示部分に共通する事項についてあらかじめ指

摘しておく（２項では逐一繰り返さない）。

なお、原審においては、「３号及び５号」などと被控訴人が複数の号に該当すると主張していた不開示部分につき、控訴人はいずれの号にも該当しないことを主張してきた。本控訴理由書においては、原判決が判断した号において、特に重要な誤りを指摘し、原判決が判断を示さなかった号の該当性に関する主張は繰り返さない。しかし、これは各不開示部分がいずれの号にも該当しないとの主張を撤回するものではない。

（２）各不開示部分に共通する事項

ア 「一般的又は類型的」という概念を用いて被控訴人の主張立証を抽象的に捉えすぎていること

原判決は、その判断基準に「一般的又は類型的」という概念を取り入れている（原判決３９頁）。そのため、個別の判断において、被控訴人の説明がきわめて抽象的であっても、安易に被控訴人による主張立証の充足を認めてしまっている。確かに、被控訴人が、記録されている文言どおりに正確に、あるいはそれに類する方法で不開示事由に記載されている情報内容を説明しなければならないとすれば、不開示部分を実質的に開示するのに等しいことになる。それゆえ、そのような方法による説明を被控訴人に要求することはできない。しかし、具体的説明を回避できるとしても、その限度で許容されるに過ぎない。そのように解し、可能な限り具体的説明を求めるのであれば、被控訴人の判断が合理的であったか否かを控訴人及び裁判所が判断できないからである。

イ イラク戦争の捉え方について

イラク戦争を主導した各国の当時の指導者は、イラク戦争に至るまでを振り返り、イラク戦争を行ったことは当時の状況からやむを得なかったとしつつも、誤った情報により開戦に至ったことは率直に認めている。

例えば、ジョージ・W・ブッシュ米大統領は回想録において、「もう2年近く、イラクに関する情報ブリーフィングを受けている。フセインが大量破壊兵器を保有しているというのは、万人に共通のコンセンサスに近かった」（『決断のとき・下』ジョージ・W・ブッシュ 日本経済新聞出版社36頁・甲38）などと述べつつ、「私が受けた情報が間違っていた理由と、今後おなじ過ちを避ける方法は、知っておかなければならない。ラリー・シルバーマン判事と民主党のチャック・ロブ元上院議員が共同議長をつとめる、超党派の調査委員会を発足させ、その問題を研究するよう指示した」（同74頁）。この指示に基づいて実際に行われた検証結果は、いわゆる米国WMD報告書（その概要は甲20）として公表されている。

また、イラク戦争を同じく主導したイギリスのトニー・ブレア首相（当時）は、回想録で、「我々はいかなる疑いもなく、サダムには推進中のWMD開発計画があったと信じていた。彼の過去を見れば、そう信じるに足る確実な理由があった。われわれには欺く意図などなかった。（略）イラク調査団（ISG）報告は、われわれがなぜ間違ったか。そして何が正確なこととして残ったか、その両方を説明している」（『ブレア回顧録・下』トニー・ブレア 日本経済新聞出版社・甲39）と述べ、結果的に間違いがあったことを認めている。

イギリスでは、数次に及んで検証を行い、2016年7月に報告書を公表したチルコット委員会は2009年に発足したが、設置に

当たりゴードン・ブラウン首相（当時）は、ジョン・チルコット委員長にあてた2009年6月17日付の文書で、「教訓を学ぶことによって、外交、軍事、民主主義を強化する」と検証することの意義を述べている。

イラク戦争に至るプロセスでは正しいと信じていたこと、あるいは正しいと世界に信じさせた情報に誤りがあり、判断に疑義が生じた場合、なぜそれが起こったのかを検証し、事実関係を明らかにし、教訓を汲み、それを公表することで政府及び政治的説明責任を果たし、信頼獲得の努力をすることは、民主主義国では当然のことである。少なくとも、イラク戦争を主導した国の指導者及び国際社会において、大量破壊兵器が存在するという誤った情報に依拠していたことは共通認識であり、イラク戦争そのものは教訓を汲むべき問題として、米英のみならずオランダ、オーストラリアでも検証が行われ、報告書が公表されている。

もはや、これらの国々では、イラク戦争に至るまでの経緯に関する諸問題に関する検証結果は、外交や安全保障上の支障を理由に非公開あるいは秘密にしておくような機微な性質のものとはされていない。

それに対し、原判決は、「対イラク武力行使は国際政治上及び各国の安全保障政策上機微な問題である」と随所で指摘し、そのことを根拠として、被控訴人による主張立証が抽象的な場合であっても安易に3号該当性を認めている。しかし、「対イラク武力行使」というテーマに関連する情報は様々であり、中には機微な情報が含まれている場合もあれば、機微な情報が含まれていない場合もある。それにもかかわらず、原判決は、「対イラク武力行使」というテーマ全体を「機微な問題」と一括りに評価し、そのことから演繹的に個別の

記録について不開示を安易に基礎づけている。

さらに、検証報告書は、イラク戦争開始に至るまで、あるいは開戦時など、イラク戦争当時の情報を含むとはいえ、あくまでも検証目的に関連して必要な情報を事後的に選別し、同目的に即して整理した形で含むものである。それゆえ、一次情報そのものを、まさにその情報と関連する事態が動いている状況下で開示する場合ほどには開示による支障を伴わないと考えられる。

加えて、上記のとおり、他国では、「対イラク武力行使」に伴う戦争原因が誤っていたという特異な歴史的事実を踏まえ、その検証の公益性を優先して、詳細な検証結果を公表している。

日本では、2011年から外務省においてイラク戦争に関する検証が始まり、2012年12月に報告書が取りまとめられたが、報告書そのものは公表されず、概要が公表されただけであった。当時の日本政府においてイラク戦争を支持した理由がどのようなものであれ、他国に対する武力介入への支持という重大な判断を行った以上は相応の責任を有することになりは、政府が何を正しいと判断し、なぜそのような判断をしたのかは、明らかにされる必要がある。

すなわち、検証報告書を公表することについては、他国と同様の公益性が日本の場合にも。さらに、日本の報告書は、外国の検証報告書との比較において、はるかに短く簡略であるから、検証報告書を通じて選択・整理のうえ含まれる一次情報の量や質も遥かに少ないはずであるから、他国の場合以上に、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回るとは考えにくい。

ここで指摘したような事情があるにもかかわらず、行政機関の長が不開示判断を正当化しようとするのであれば、被控訴人の主張立

証は、より具体的かつ詳細なものでなければならないはずであるのに、原判決は、きわめて緩やかに被控訴人主張を認めてしまっている。

2 本件各不開示部分における判断（原判決39頁以下）の誤り

（1）本件不開示部分1について

ア 外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、合理的根拠を示したものといえないこと

（ア） 被控訴人は、本件不開示部分1には、「本件検証を行うに当たって外務省が参考にした各種資料の数、作成時期及び標目」が記録されているところ、「多数の標目全体を総覧・分析することで、情報収集先がどの程度多岐に渡っているか、情報収集先となっていない国・機関はどこか、又は重点的な情報収集先となっている国・機関はどこかなどを読み取ることができる」、また、「作成時期及び情報収集先や収集した内容からは、対イラク武力行使をめぐる情勢が展開する中、我が国がいかなる節目においていかなる情報収集先からいかなる内容の情報を得ていたか、又は得ようと試みていたか。また我が国が当該情報をどの程度重視していたかを把握することができ（る）」などと主張している。

しかし、本件文書に記録されているのは、外務省が“収集”した全ての資料の数、作成時期及び標目ではなく、検証を行うに当たって外務省が任意に選択して“参考”にした資料の数、作成時期及び標目である。したがって、情報収集先がどの程度多岐に渡っているかは正確に読み取れないし、情報収集先となっていない国・機関はどこかについては把握はできない。重点的な情報収集先となっている国・機関はどこかについても、重点的な収集先ではあっても収

集後に資料を参考にしなかった国等が考えられるので、これも把握は困難である。被控訴人の主張は、せいぜい推認の材料の一つになるという程度の話で、さも確実かのように主張するもので誤っている。

また、我が国がいかなる節目においていかなる情報収集先から情報を得ていたかは把握できたとしても、それがいかなる内容であったのかまでを標目だけから全て把握できるわけではない。さらに、標目等を明らかにしただけで、「(情報を) 得ようと試みていた」かはわかるはずがない。我が国が当該情報をどの程度重視していたかについても、単に参考資料として挙げたか挙げていないかの区別しかわからないので、「どの程度重視していたか」が把握できるものではない。

- (イ) 被控訴人は、標目のうち、関係国・機関の高官の氏名を記したものがあり、公にすると当該関係国・機関との信頼関係が損なわれる、情報内容や情報提供元を公にしないことが当然の国際慣行だと主張している。

しかし、そのような国際慣行などないことについて、控訴人はすでに、イギリスのチルコット委員会の報告書における、ブレア英国首相（肩書は当時。以下同じ。）が、ブッシュ米大統領、ブリックス国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）委員長、アズナール・スペイン首相、シラク仏大統領、ラゴス・チリ大統領、バルケネンド・オランダ首相、アナン国連事務総長ほか各国首脳や国際機関の高官と会合を持ち、あるいは会話をしたこと、イーゴリ・イワノフ・ロシア外務大臣と英国ストロー外務大臣が会話をしたことが、いずれも日付を特定したうえで、その内容を含めて明らかにされている例を挙げて反論している（甲23の1、3）。

本件報告書の参考資料の標目にでてくる「高官」の氏名が公表できないというのであれば、このような例とは異なる具体的な事情を明らかにする必要があるところ、被控訴人は具体的な事実を主張し、合理的根拠を示していない。

- (ウ) 以上のとおり、本件不開示部分 1 の 3 号該当性について、被控訴人は、外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、合理的根拠を示していない。

したがって、不開示事由該当性を認定した原判決の判断は誤っている。被控訴人において、これらの具体的な事実関係を示すべきであり、裁判所におかれても、被控訴人に対し、主張立証するよう求められたい。

イ 「おそれ」があると推認することができるとした判断の誤り

- (ア) 原判決は、「本件検証を行うに当たって外務省が参考にした各種資料の数、作成時期及び標目が記録されており、当該情報によって、対イラク武力行使に関する我が国の情報収集能力又は分析能力の一端をうかがい知ることが可能になると推認することができる」としている（40頁）。

しかし、記録されているのは、外務省が“収集”した資料の数、作成時期及び標目ではなく、検証を行うに当たって外務省が“参考”にした資料の数、作成時期及び標目に過ぎない。そして、外務省が収集・把握した資料のうち、どのような基準で“参考”にした資料を掲記しているのかは明らかになっていない。したがって、ここに挙げられた資料から、わが国の情報収取能力又は分析力を推認することができるなどということには論理に飛躍があり、原判決の判断は誤っている。

原判決は、このことを意識してか、情報収集能力又は分析能力の“一端をうかがい知る”ことが可能になると推認することができる、回りくどい表現を用いているが、「情報収集能力又は分析能力」と「情報収集能力又は分析能力の一端」では意味が異なる。

「情報収集能力又は分析能力」が公になると、一般的又は類型적인に見て、国の安全が害されるおそれがあると推認することができると言いだたとしても、単なる情報収集能力又は分析能力の“一端”であり、しかもどのような“一端”であるかも特定されていない“一端”が公になっても、一般的又は類型적인に見て、国の安全が害されるおそれがあると推認することができるとは到底いえない。

(イ) 次に、原判決は、「情報収集先である関係国又は関係機関の高官の氏名」についても、対イラク武力行使が機微な問題であるから、事柄の性質上、一般的又は類型적인に見て、これを公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ等があると推認することができるとしている（40頁）。

しかし、「高官」の動静、発言は公表されるのがむしろ国際慣行であり、諸外国の報告書では、対イラク武力行使を巡って各国の高官が、いつ誰と意見交換を行ったかについては明らかにされている（前述の甲23の1, 3）。すなわち、情報提供された内容如何にかかわらず、相手の名を出すことが直ちに他国等との信頼関係を失わせたり、他国等との交渉上不利益を被るおそれがあることになるものではない。原判決は、単に情報提供元であるからといって、氏名を公にすることだけで、一般的又は類型적인に見て、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ等を推認することができるとしており、誤りである。

ウ 裁量権の逸脱、濫用に関する判断における誤り

原判決は、控訴人が高官等の氏名は具体的な発言内容とともに各国の報告書において既に公表されていると主張したことに対して、「諸外国の報告書に記載されている情報と本件不開示部分 1 に記録されている情報が同一であることまではうかがわれない上、前記イのような本件不開示部分 1 に記録されている情報の性質等に照らすと、外務大臣において、当該情報が国際政治上及び安全保障政策上機微な問題に係る情報であって、本件不開示部分 1 を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれが生ずる蓋然性高いものと判断したことが、重要な事実の基礎を欠き、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くとまでは認め難い。」と判断している（41頁）。

しかし、そもそも各国の報告書の記載と本件不開示部分 1 の標目に出てくる高官の氏名が同一であるなどと控訴人は主張していない。情報提供元である高官の氏名は公にしないことが当然の国際慣行で、公にすると当該関係国・機関との信頼関係が損なわれるとの被控訴人の主張が誤りであることの 1 つの根拠として挙げたものである。それにもかかわらず、原判決は、「情報の性質等に照らすと」「国際政治上及び安全保障政策上機微な問題に係る情報」などと漫然と認定して裁量権の逸脱、濫用がないと控訴人の主張を排斥している。これでは、排斥した理由を何も示していないのも同然であり、原判決の判断は誤っている。

（2）本件不開示部分 2 について

原判決は、本件不開示部分 2 には、本件検証に当たって実施された

インタビューの対象者の氏名及び肩書が記録されているとしているところ、これが明らかになると、当該人物は非公表情報を持っている可能性があるため、何者かがその情報を得ようと不当な働きかけを行う可能性があり、不当な働きかけがあり得ると認識する同様の立場の別の者や、将来このような立場になる人物らまでもが、今後、同様のインタビューに回答しなくなるということが、「外務省の内部における検討の際、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるものと推認することができる」として、法5条5号に該当するとしている。

しかし、このような推認は、いくつもの稀有な可能性を重ねてようやく成り立つ理屈であり、現実的な可能性は全くない。まるで「スパイ映画」の物語の中での話というべきである。

すなわち、そもそもインタビュー対象者が非公表の情報を持っているということ自体が推測に過ぎず、この者に不当な働きかけを行う何者かが存在するということに至っては全く根拠のない推測である。かつてこのようなことがあったというのであればまだしも、被控訴人はそのような具体的な主張をせず、単に不安を煽るような主張をするだけである。さらに、イラク戦争は、大量破壊兵器などなかったのに根拠なく遂行されたという特異な事情があったために検証作業が行われたにもかかわらず、そのことには全く言及せずに「本件検証に当たって実施されたインタビューと同様のインタビュー」が将来行われることを当然の前提のように認定しているが、これも全く根拠はない。

以上のとおり外務省の内部における検討の際、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものと推認することができるとした原判決の判断は誤りである。

(3) 本件不開示部分3について

ア 外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し合理的根拠を示したとはいえないこと

被控訴人によると、本件不開示部分3には、イラク情勢に関する国際社会の動きに係る記述であって、対イラク武力行使への日本の対応を検討する上で重要な背景となった関係国及び地域の政治情勢又は安全保障関連情勢に関する我が国の分析又は評価等が3つの項目に分けて記録されている。

そして、これらは「将来的にいずれかの国が武力行使に至るという事態が生じ、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、それがイラクではない国であったとしても、我が国が重要な考慮要素とする点の多くは本件検証の内容と共通するのであり、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法・政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる」とし、たかだか1頁程度の分量であるとの指摘に対しても、「我が国の対応を検討する上で重要であった考慮要素を、項目分けを行いながら、要点を絞って記載しているものである。それゆえ、当該不開示部分は、対イラク武力行使という国際政治上及び各国の安全保障政策上機微な問題に関する意思決定を行うにあたり、我が国として重要な考慮要素としていた点がむしろ鮮明に現れている部分といえ、項目分けの仕方やその記述内容をも含め、記載自体が一定の価値判断や評価を伴うもの」などと主張している。

しかし、本件不開示部分3の記載内容と、被控訴人が主張する将来的な懸念事項との間には事実としても、理論上も大きな隔たりがあり、可能な限り具体的な事実関係を主張し、開示しないこ

との利益が開示することの公益性を上回ることにつき合理的根拠を示したものととは到底いえない。

まず、「将来的にいずれかの国が武力行使に至るという事態が生じ、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、それがイラクではない国であったとしても、我が国が重要な考慮要素とする点の多くは本件検証の内容と共通する」というが、将来いつ起きるかわからない世界の中のどこかも特定できない武力紛争において、日本の立場・政策を決定する考慮要素が共通であるなどということは通常は考えられない。これが抽象的な一般論として共通するというのであれば、共通するのはむしろ当然のことであるが、逆にそのような一般論しか共通しないのに秘匿しなければならない理由はない。そして、このような抽象的一般的な共通事項から、「関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法・政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測（する）」ことなどおよそ不可能であることなど容易にわかる。

被控訴人は、不開示部分の分量が多くないことについて、「要点を絞って記載している」「重要な考慮要素としていた点がむしろ鮮明に現れている」などともいうが、ここで見たように、そもそもイラク戦争における日本の分析又は評価が、将来日本が関与する武力紛争における対応の正確な予測を可能とするという被控訴人の主張には論理の飛躍があり、可能な限り具体的な事実関係を主張し、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることにつき合理的根拠を示したものととは到底いえない。

以上のとおり、被控訴人は、外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、合理的根拠を示していない。

したがって、不開示事由該当性を認定した原判決の判断は誤っている。被控訴人において、これらの具体的な事実関係を示すべきであり、裁判所におかれても、被控訴人に対し、主張立証するよう求められたい。

ア 「おそれ」があると推認することができるとした判断の誤り

(ア) 原判決は、まず、「イラク情勢を含む当時の国際政治情勢又は安全保障関連情勢に関する我が国の認識又は評価が記録されていることになるから、これを公にすることにより、我が国がその当時にどの程度の情報を収集することができたのか、どの程度の分析をしていたのか、どのような情報に関心を有していたのか等を他国が推察することが可能になると推認することができる」としているが（４５頁）、無理な推認である。

本件不開示部分には、「イラク情勢を含む当時の国際政治情勢又は安全保障関連情勢に関する我が国の認識又は評価」が記録されているというが、このような広い領域に関する記載なのに、分量としては、わずかＡ４の紙に１頁程度に整理してまとめられたものである。仮に「どの程度の情報を収集することができたのか、どの程度の分析をしていたのか、どのような情報に関心を有していたのか」を推察しようと努力をしたとしても、到底、正確な推察結果になるはずがない。そして、その推察した内容が、正確か否かも確認できない。このような推察しかできないのであるから、その内容が明らかになったとしても、事柄の性質上、一般的又は典型的に国の安全が害されるおそれがあるとは到底考えられない。原判決の判断は誤りである。

(イ) 次に、原判決は、「イラク情勢に関する我が国の認識、評価等が

公になれば、イラク及びその周辺国が我が国の関心の対象、分析、評価等を推察することが可能となるから、事柄の性質上、一般的又は類型的に見て、これを公にすることによりそれらの国との間での外交交渉上不利益を被るおそれがあると推認することができる」としているが（４５頁）、これにも同様の誤りがある。

「イラク情勢に関する我が国の認識、評価等」といっても、わずかＡ４の紙に１頁程度のものであるから、仮に、イラク及びその周辺国が「我が国の関心の対象、分析、評価等を推察」しようとしても、正確かつ詳細な推察にはならないことは容易にわかることであり、それを公にしたところで、一般的又は類型的に見ると、むしろなんら日本の外交交渉上不利益を被るおそれは生じないと推認するのが合理的である。外交交渉上不利益を被るおそれがあると推認することができるとした原判決の判断は誤っている。

（４）本件不開示部分４について

ア 外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、合理的根拠を示したものとはいえないこと

被控訴人は、本件不開示部分４については、対イラク武力行使への日本の対応を検討する上で重要な背景となった対イラク武力行使前後の日本の外交的努力を中心とした日本を取り巻く情勢（当時の日本政府が行った外交及び安全保障上の取組等に係る内容であって、当時日本が安全保障上の懸念として認識していたイラク以外の特定の地域に係る情勢に関する記述を含む）が記載されており、これを公にすると、外交及び安全保障関係における我が国の関心事項及び政策決定において我が国が考慮している事項等が明らかとなるから、日本の安全保障及びそれに関係する関係国との交渉において、関係

国が参考として用いることが可能となると主張している。

しかし、本件不開示部分4の3号該当性についての被控訴人の主張は、極めて抽象的であり、外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張しているとは到底いえない。

すなわち、「外交及び安全保障関係における我が国の関心事項」及び「政策決定において我が国が考慮している事項等」が明らかとなるとするが、どのような文書であっても、外務省が日本の外交及び安全保障について記載をすれば、それは「外交及び安全保障関係における我が国の関心事項」であるし、どの国であっても政策決定においては極めて多数の考慮事項を参照するであろうから、単に一般論として「関心事項」や「考慮している事項」が明らかとなったからといって、日本の安全保障及びそれに関係する関係国との交渉において、関係国が参考として用いることなど容易に想定しがたいし、関係国が参考として用いたとしても、外交交渉上不利益を被るおそれが生じるとは考えられない。

本件不開示部分によって明らかになる「関心事項」や「考慮している事項」が、関係国が参考として用いるような内容であることのより具体的な主張、さらに、なぜこれらの「関心事項」や「考慮している事項」を関係国が把握すると国の安全が害されるおそれや他国との交渉上不利益を被るおそれがあると推認することができるのか、より具体的な事実が説明可能であり、具体的な主張をしなければならない。

被控訴人は、外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、合理的根拠を示していない。したがって、不開示事由該当性を認定した原判決の判断は誤ってい

る。被控訴人において、これらの具体的な事実関係を示すべきであり、裁判所におかれても、被控訴人に対し、主張立証するよう求められたい。

イ 「おそれ」があると推認することができるとした判断の誤り

(ア) 本件不開示部分は、項目「日本の状況」として記載された全7行余りの記述の中のおよそ4行分に過ぎない、ここに原判決は、「対イラク武力行使への我が国の対応を検討する上で重要な背景となった対イラク武力行使前後の我が国の外交的努力を中心とした我が国を取り巻く情勢(当時の我が国の政府が行った外交及び安全保障上の取組等に係る内容であって、当時我が国が安全保障上の懸念として認識していたイラク以外の特定の地域に係る情勢に関する記述を含む。)」が記載されていると認定した(47頁)。

その上で、ここでも、「対イラク武力行使に関連する情勢に係る情報のみならず、その他の我が国の安全保障関連情勢に関する情報も記録されていることになるから、これを公にすることにより、対イラク武力行使に関連する情勢に関する我が国の認識等が明らかとなるにとどまらず、我が国の安全保障関係における関心事項、考慮事項等も明らかとなる蓋然性が高いものと推認することができ(る)」と説明している。

しかし、「我が国の安全保障関連情勢に関する情報」という極めて抽象的にしか記録された情報を特定せずに、これを公にすることによって、日本の安全保障関係における関心事項、考慮事項等も明らかとなる蓋然性が高いものと推認できるとする判断には、飛躍がある。「我が国の安全保障関連情勢に関する情報」から「我が国の安全保障関係における関心事項、考慮事項等」が推認でき、これを一般的又は類型

的に見て、公にすることにより国の安全が害されるおそれがあると推認することができる」とすれば、およそ安全保障に関する情報は全て国の安全が害されるおそれが推認できることになる。そうなれば、開示される情報はなくなってしまう。原判決の認定は誤りである。

(イ) 次に原判決は、「本件不開示部分4には、イラク以外の特定の地域に係る情勢に関する記述が含まれているのであるから、これを公にすることにより、当該特定の地域に関する我が国の関心の対象、分析、評価等を当該特定の地域に存する国又は地域が推察することが可能となると推認することができる」とするが(48頁)、これも同様に誤りである。

ここで原判決が認定しているのは、「当時我が国が安全保障上の懸念として認識していたイラク以外の特定の地域に係る情勢に関する記述」という一般的、抽象的な事実だけである。これをもって、「当該特定の地域に関する我が国の関心の対象、分析、評価等を当該特定の地域に存する国又は地域が推察することが可能となると推認することができる」、それを公にすると、「他国との交渉上不利益を被るおそれがあると推認することができる」というのであれば、当該地域に関する記述は、全て交渉上不利益を被るおそれが推認できるとして、開示される情報はなくなってしまう。原判決の認定は誤りである

(5) 本件不開示部分5について

ア 外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、合理的根拠を示したものとはいえないこと

(ア) 被控訴人は、本件不開示部分5には、「イラク問題に対する我が国の対応を検討していく上で考慮に入れた事項、検討過程においてとられていた方針又は立場、政策決定に関与した部署等の体制、関係国

とのやり取り等」が記録されているとしており、これを公にすることにより、「我が国の情報収集能力、情報分析能力等を推察することが可能となる」「外交及び安全保障関係における我が国の関心事項、政策決定において我が国が考慮している事項等が明らかとなる」と主張している。そして、これを根拠に、「将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場又は政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討又は意思決定の手法、政策検討上の関心事項、我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる」ため、国の安全が害されるおそれがあるとしている。

しかし、推察可能な「我が国の情報収集能力、情報分析能力」と言っても、情報の正確性や性質は千差万別であり、ここに記載されている内容が日本の今後の対応等を正確に予測しうるような内容であるとの説得力ある合理的な説明になっていない。被控訴人は、どのような情報収集能力が明らかになるのか、どのような分析能力が明らかになるのかを具体的に説明し、それらによって、例えば日本の今後の対応の何が正確に予測しうるのか、合理的な説明をしていない。

(イ) さらに、被控訴人は、「イラク情勢をめぐる動きについての我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることになる」ので交渉上不利益を被るおそれ、「関係国との必ずしも公になることを前提としない個別具体的なやり取りを公にすることにより、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがある」としている。

イラク情勢をめぐる動きについての日本の認識については、政府の発表や既に公になった資料等で明らかになっているのであり、それを

踏まえて、なおこれらと異なる「我が国の認識」が記録されているというのであれば、その部分およびその事情を明らかにしないかぎり、公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、合理的根拠を示したものとは言えない。被控訴人は、「関係国との必ずしも公になることを前提としない個別具体的なやり取り」とも主張するが、「必ずしも」などという曖昧な表現で、非公開事由の存在を主張しており、全く説得力がない。どのような事情からどの部分について、公にしないことを関係国と合意したという明確かつ具体的な主張がない限り、公正妥当を担保するに足りる可能な限りの主張とはいえない。

このような被控訴人の主張につき、不開示事由該当性を認定した原判決の判断は誤っている。被控訴人において、これらの具体的な事実関係を示すべきであり、裁判所におかれても、被控訴人に対し、主張立証するよう求められたい。

ア 「おそれ」があると推認することができるとした判断の誤り

(ア) 原判決はまず、「対イラク武力行使に関連する我が国の政府内の検討の過程及び内容に係る具体的な情報が記録されている」ので、「これを公にすることにより、我が国の政策検討又は意思決定の過程、関心事項、考慮事項等が明らかとなるものと推認することができる」としている（51頁）。

しかし、具体的な情報の記録によって日本の政策検討等の過程、関心事項等が推認できるとしても、それは“対イラク武力行為”に関するものに過ぎない。15年前のイラク戦争という特殊な戦争における日本の検討過程等の情報を公にしたからといって、直ちに、現時点における日本の政策検討等の過程、関心事項等が把握できるものではな

い。したがって、一般的又は類型的に見て、国の安全を害するおそれがあると推認することは困難である。

(イ) 原判決は「我が国が対イラク武力行使に至る過程でどのような情報収集活動を行ったか及びそれをどのように分析してその後の対応に生かしたのかに係る具体的な情報」があることを根拠に、「一般的又は類型的に見て、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると推認することができる」とするが、これにも同様な批判があてはまる。対イラク武力行使が行われた当時の対応について、直ちに現在の日本の安全を害するおそれの存在に結び付けている点で誤っている。

(ウ) さらに、原判決は、「他国との個別具体的なやり取りが含まれている」ため、「一般的又は類型的に見て、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると推認することができる。」としている。

しかし、他国との個別具体的なやり取りが含まれているからといって、直ちに「他国との信頼関係が損なわれるおそれ」があるとは限らず、また、「他国との交渉上不利益を被るおそれがある」ということにもならない。

したがって、個別具体的なやり取りが公になった場合、一般的又は類型的に見て、これらの「おそれがあると推認することができる」とした判断は誤りである。

(6) 本件不開示部分6について

ア 外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、合理的根拠を示したものとはいえないこと
被控訴人は、本件不開示部分6には、「我が国政府による情報収集

についての具体的方法及び内容について記録された部分であり、これを公にすることにより、我が国の情報収集の対象に係る関心事項、情報収集能力、情報収集先、情報源等が明らかとなる（る）」「一般的に、情報収集活動によって得られた情報の種類からは情報収集を行う主体が重視する事項が、情報収集先からはその主体が行う情報収集の方法や当該事項を判断する際に重視する関係主体が、それぞれ具体的に明らかになる」と主張している。

しかし、一般的抽象的には、このようなことが言い得たとしても、当時から公になっていた事情に加え、各国がイラク戦争の適法性等について事後に検証して公になっている資料が大量にある。しかも対イラク武力行使が行われた15年前から相当長期間経過し、科学技術等の飛躍的な発展により、情報収集方法や情報分析方法等も全く異なるものになっていることが当然に推察される。したがって、被控訴人が明らかにした事実だけでは、関係国が自国を利して日本の利益を害する戦略をとることを容易にするとか、日本と何らかの関係で緊張関係に立つ関係国との交渉上不利益を被るおそれがあるなどとは言えないのであり、対イラク武力行使当時の検証内容が、以上で述べた事情を踏まえても、なお現在も、これらの「おそれ」があるとの具体的な主張がなされなければ、外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証したとはいえない。

このような主張立証がなされないまま3号該当性の不開示事由該当性を認定した原判決の判断は誤っている。被控訴人において、これらの具体的な事実関係を示すべきであり、裁判所におかれても、被控訴人に対し、主張立証するよう求められたい。

イ 「おそれ」があると推認することができるとした判断の誤り

(ア) 原判決はまず、「本件不開示部分 6 には、我が国の情報収集の対象に係る関心事項、情報収集能力又は分析能力等が明らかになる情報が記録されているものと推認することができるから、事柄の性質上、一般的又は類型的に見て、これを公にすることにより国の安全を害するおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると推認することができる」としている（54 頁）。

しかし、「情報収集の対象に係る関心事項」が公になると、およそ全て国の安全を害するおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれが生じるなどということとはありえない。情報収集の対象に係る関心事項がわかったからからといって、多くは、国の安全に問題が及ぶことなどないのであり、したがって、一般的又は類型的に見て、国の安全を害するおそれがあるなどとはいえない。「情報収集能力又は分析能力等」についても、その情報の正確性や内容などにより、直ちに国の安全を害するおそれが推認できるものではない。

すなわち、一般論としてこれらに関する事情が推認できる場合があるというだけであり、一般的又は類型的に見て、これを公にすることにより国の安全を害するおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると推認することができるとした判断は誤りである。

(イ) 次に、原判決は、「他国が収集した対イラク武力行使に係る情報及びその分析、情報収集先、情報源等が明らかになる情報が記録されているものと推認することもできるから、それが対イラク武力行使のような国際政治上及び安全保障政策上機微な問題に係る情報源等であることにも照らすと、事柄の性質上、一般的又は類型的に見て、これを公にすることにより他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると推認することができる」としている（55 頁）。

しかし、一般論としていえることは、他国が収集した対イラク武力

行使に係る情報及びその分析、情報収集先、情報源等が明らかになる情報を明らかにすると、他国との信頼関係が損なわれる場合もあるという程度である。既に多くの事実は、イラク武力行使時点で説明がなされており、事後に各国が検証していること、対イラク武力行使が行われてから長期間経過してすでに歴史的事実になっていることなどからすると、一般的又は類型的に見て、すでに独自判断で公にして良いと推認するのが合理的であり、これを公にすることにより他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると推認することができるとした原判決の判断は誤っている。

(6) 本件不開示部分 6 (情報収集についての検証) について

ア 外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、合理的根拠を示したものとはいえないこと
(ア) 被控訴人は、本件不開示部分 1 には、「本件検証を行うに当たって外務省が参考にした各種資料の数、作成時期及び標目」が記録されているところ、「多数の標目全体を総覧・分析することで、情報収集先がどの程度多岐に渡っているか、情報収集先となっていない国・機関はどこか、又は重点的な情報収集先となっている国・機関はどこかなどを読み取ることができる」、また、「作成時期及び情報収集先や収集した内容からは、対イラク武力行使をめぐる情勢が展開する中、我が国がいかなる節目においていかなる情報収集先からいかなる内容の情報を得ていたか、又は得ようと試みていたか。また我が国が当該情報をどの程度重視していたかを把握することができ(る)」などと主張している。

しかし、本件文書に記録されているのは、外務省が“収集した”全ての資料の数、作成時期及び標目ではなく、検証を行うに当たって外

務省が任意に選択し“参考にした”資料の数、作成時期及び標目である。したがって、情報収集先がどの程度多岐に渡っているかは正確に読み取れないし、情報収集先となっていない国・機関がどこかについて把握できない。重点的な情報収集先となっている国・機関はどこかについても、重点的な収集先ではあっても収集後に資料を参考にしなかった国等が考えられるので、これも把握は困難である。被控訴人の主張は、せいぜい推認の材料の一つになるという程度の話で、確実かのように主張するもので誤っている。

また、日本がいかなる節目においていかなる情報収集先から情報を得ていたかは把握できたとしても、それがいかなる内容であったのかまでを標目だけから全て把握できるわけではない。さらに、標目等を明らかにしただけで、「(情報を)得ようと試みていた」かはわかるはずがない。日本が当該情報をどの程度重視していたかについても、単に参考資料として挙げたか挙げていないかの区別しかわからないので、「どの程度重視していたか」が把握できるものではない。

(イ) 被控訴人は、標目のうち、関係国・機関の高官の氏名を記したものがあつ、公にすると当該関係国・機関との信頼関係が損なわれる、情報内容や情報提供元を公にしないことが当然の国際慣行だと主張している。

しかし、そのような国際慣行などないことについて、控訴人はすでに、イギリスのチルコット委員会の報告書における、ブレア英国首相（肩書は当時。以下同じ。）が、ブッシュ米大統領、ブリックス国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）委員長、アズナール・スペイン首相、シラク仏大統領、ラゴス・チリ大統領、バルケネンド・オランダ首相、アナン国連事務総長ほか各国首脳や国際機関の高官と会合を持ち、あるいは会話をしたこと、イーゴリ・イワノフ・ロシア外務大

臣と英国ストロー外務大臣が会話をしたことが、いずれも日付を特定したうえで、その内容を含めて明らかにされている例を挙げて反論している（甲２３の１、３）。

本件報告書の参考資料の標目にでてくる「高官」の氏名が公表できないというのであれば、このような例とは異なる具体的な事情を明らかにする必要がある。しかし、被控訴人は具体的な事実を主張し、合理的根拠を示していない。

（ウ）被控訴人は、原審で、本件不開示部分６に、公表された事実も多数含まれていることを認めている（原判決１３０頁）。このような被控訴人の主張からしても、被控訴人は、なぜ公表された事実が多数含まれる本件不開示部分６に３号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠があるのかを証明する必要がある。しかし、原審でこのような主張立証活動はほとんどなされていない。被控訴人の抽象的な主張だけでは、３号所定のおそれがあるとの外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足る合理的な根拠を示したとは到底いえない。

以上のような抽象的な主張に終始する被控訴人の主張に基づき３号該当性を認めた原判決の判断は破棄されるべきである。少なくとも、被控訴人において、これらの具体的な事実関係を示すべきであり、裁判所におかれても、被控訴人に対し、主張立証するよう求められたい。

イ 「おそれ」があると推認することができるとした判断の誤り

（ア）原判決は、本件不開示部分６の記載内容に関する被控訴人の主張のみから、「我が国の情報収集の対象に係る関心事項、情報収集能力又は分析能力等が明らかになる情報が記録されているものと推認することができる」（５４頁）としているが、本件不開示部分６がＡ４サイズで２頁程度の分量の記載であることや、本件文書が原資料そ

のものではなく、原資料をまとめた文書であって、記載内容が相当程度抽象化されていることからすれば、この記載部分についての被控訴人の主張のみに基づき、「我が国の情報収集の対象に係る関心事項、情報収集能力又は分析能力等が明らかになる」とは推認できないはずである。

(イ) また、原判決は、本件不開示部分 6 に、「他国が収集した対イラク武力行使に係る情報及びその分析、情報収集先、情報源等が明らかになる情報が記録されているものと推認することもできる」(55 頁)としたが、例えば、情報収集先として、関係国の国名が書いてあるのか、関係国の役所名・担当部局・担当者名まで書かれているのか、国際的に非公然の機関の名称もあるのかなどについて、一審において被控訴人は説明できていない。さらに、関係国の国名についても、報告書の概要(甲 4 の 2)の最終頁に、「米国」「英、仏、独、イラク、イラク周辺国等」と書かれており、国際機関も国連を指すことは明らかであるから、少なくとも主要な情報収集先は秘匿する必要性はない。

そうだとすれば、対イラク武力行使に係る情報収集先、情報源等が明らかになる情報が記録されているからといって、そのことから、3号所定のおそれがあると推認することはできないはずである。

それにもかかわらず、原判決は、被控訴人の抽象的な主張のみに基づき、「事柄の性質上」という抽象的な理由を挙げて、3号のおそれがあると推認できるとした(55 頁)。

(ウ) 被控訴人は、一審で3号所定のおそれを説明するに際しても、「国の安全が害されるおそれ」「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」と、ただ同号の文言を繰り返すだけであり、原判決においても、「事柄の性質上」「一般的類型的に見て」3号所定のおそれがあると

推認できると結論付けた程度である。

なぜ国の安全が害されるおそれがあるのか全く不明であり、他国等との信頼関係や交渉上の不利益についても具体的国名はなく、他国等との関係性の説明もなく、具体的にどのような不利益やおそれがあるか全くわからない。

原判決は、被控訴人の3号該当性に関する極めて抽象的な主張をそのまま追認しただけであり、原判決が述べる規範に基づき一般的又は類型的に見たとしても、3号所定の「おそれ」があるとは推認できない。

ウ 裁量権の逸脱、濫用に関する判断における誤り

原判決は、本件不開示部分6に「報告の主なポイント」（甲4の2）で既に公開されている情報と、同種の情報が含まれていることを否定することなく、『報告の主なポイント』に記載されている文章に係る情報と同一の情報がそのまま記録されていることをうかがわせる事情等も見当たらない」（55頁）として、3号該当性を理由に本件不開示部分6を不開示としたことが、「重要な事実の基礎を欠き、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くとまでは認め難い」とした。

しかし、そもそも、開示請求者（控訴人）は、不開示とされた文書の記載部分を閲覧することはできないのであり、開示請求者において、他で公表された情報と「同一の情報」がそのまま不開示文書に記録されていると主張立証することはおよそ不可能である。

行政機関の長が3号に該当するとした判断について、開示請求者が、司法審査手続において有効に反論するためには、不開示文書の記載内容と同一の情報がそのまま記載されている別の文書等が存在することを主張立証しなければならないとすることは、3号該当性についての司法

審査を否定するに等しい。原判決の判断は不当である。

(7) 本件不開示部分7（分析についての検証）について

ア 外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、合理的根拠を示したものとはいえないこと
(ア) 被控訴人は、本件不開示部分7を「公にすることにより、我が国による国際情勢の分析の方途及び能力が明らかになるとともに、その分析結果が我が国政府の政策決定にどのように活用されるかという点がつまびらかにな」と主張する（原判決130頁）。

しかし、対イラク武力行使に至る経緯は、2001年9月11日の米国同時多発テロ事件発生の翌年の2002年1月に、米国大統領がイラクのフセイン政権による大量破壊兵器等の使用の危険性について言及した以後、2003年3月にイラクに対する武力行使が開始されるまでの期間に絞っても1年以上の事実経過があり、日本による国際情勢の分析が上記期間を通じて絶え間なく行われ、これらを受けてその都度、政策決定が行われたはずである。少なくとも1年以上にわたる日本による国際情勢の分析等や、その分析結果の政策決定への活用経過に関する具体的記述が、A4でわずか1頁足らずの文章に収まるはずがなく、「つまびらか」になるとはとても考えられない。

(イ) また、被控訴人は、「将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場又は政策を策定する必要が生じた場合、関係国が、我が国政府の政策検討又は意思決定の手法、政策検討上の関心事項、我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報

を与えることになる」(同頁)と主張する。

しかしながら、「将来的に類似の事案」、「関係国」、「イラク及びその周辺国」など、何らの具体的な事実関係を示さない極めて抽象的な主張しかできておらず、日本を取り巻く国際情勢に照らして、将来的に類似の事案が生じる蓋然性、日本と関係国又はイラク及びその周辺国あるいは安全保障その他の問題で緊張関係に立つ国との従前及び現在の関係、これらをめぐる歴史的経緯及び事象、日本と当該関係国等との今後の交渉及び将来の関係の展望等に関する事実についての具体的な主張立証がない。

いつ、どのような点で、類似の事案が、歴史的経緯や今後の交渉等の展望に照らしてどのような国との間で生じるかを特定できない抽象的主張であるにもかかわらず、3号該当性を認めることはできない。

控訴人が、原審の原告準備書面(6)で述べたように、他国の報告書では、本件報告書の「分析についての検証」に相当すると考えられる事項を、記載・公表している。具体的には、米国WMD委員会報告書では、イラク戦争開戦に至る段階で、どのような情報に基づいて、イラクがどのような兵器を保有していたと米国が当時認識していたかを振り返り、当時の判断に含まれていた誤りを、事後的に得られた情報と対照しながら指摘している。日本の場合のみ、同様の事項を公表したために被告が主張するような3号所定のおそれが生じるとは考えられない。

抽象的な主張に終始する被控訴人の主張に基づき3号該当性を認めた原判決の判断は破棄されるべきである。少なくとも、被控訴人において、これらの具体的な事実関係を示すべきであり、裁判所におかれても、被控訴人に対し、主張立証するよう求められたい。

ウ 「おそれ」があると推認することができるとした判断の誤り

(ア) 原判決は、本件不開示部分7について、「我が国の情報収集の対象に係る関心事項、情報収集能力又は分析能力等が明らかになる情報が記録されているものと推認することができる」としたうえで、「情報収集能力又は分析能力等に係る情報が国際政治上及び安全保障政策上これを機密にしておく必要性の高いものであるといえる」とし、「事柄の性質上、一般的又は類型的に見て、これを公にすることにより国の安全を害するおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると推認することができる」とした(59頁)。しかし、前述のように、本件不開示部分7はA4サイズで1枚にも満たない分量であり、日本の情報収集能力ないし分析能力等が具体的に明らかになるほどの内容を記載することは不可能である。記載分量を考慮することなく、被控訴人の主張のみから原判決のような推認をすることはできない。

(イ) また、原判決は、本件不開示部分7には、「我が国が収集した対イラク武力行使に係る情報及びその分析、その結果として我が国が有するに至った対イラク武力行使に関する認識等が明らかになる情報が記録されているものと推認することができる」として、「対イラク武力行使が国際政治上及び安全保障政策上機微な問題に係る情報であることにも照らすと、事柄の性質上、一般的又は類型的に見て、これを公にすることにより他国との交渉上不利益を被るおそれがあると推認することができる」とした(同頁)。しかし、原審で控訴人が指摘したように、外務省ウェブサイト「イラクを巡る情勢の経緯」(甲6)には、この不開示部分の記載分量以上にイラクを巡る情勢の経緯が説明されている。このことからしても、対イラク武力行使に係る情報というだけで、3号のおそれが認められるものでないことは明らか

である。

原判決は、このような控訴人の指摘に対して、「イラクを巡る情勢の経緯」や「日本の外交努力」（甲 9）に書かれた情報は、本件不開示部分 7 に記録されているものとは「少なくとも質的に異なるものであると推認することができ」とするが（60 頁）、本件文書が、外務大臣の指示に基づき、外務省内にて構成した検証チームによって作成されたものである点で、甲 6 や甲 9 と作成経緯が異なり、質的に異なることはむしろ当然である。本件文書の作成経緯からして、本件各不開示部分に書かれた情報が、単なる事実の羅列ではなく一定の価値判断や評価を含むことは当然であり、そのことが不開示事由該当性を認める理由になるとは考えられない。「質的に異なる」というだけで 3 号のおそれを認めた原判決は、理由を述べていないに等しい。

（ウ）さらに原判決は、15 年以上前の対イラク武力行使を巡るイラク情勢について、1 頁にも満たない概括的な報告文書を公開することにより 3 号所定のおそれがあるとは考えられないとの控訴人の主張に対して、「他国がこれを参考として、我が国の利益を害する戦略をとる一助とする蓋然性自体は存在するものと推認することができる」と述べる（61 頁）。しかし、被控訴人は原審において、そのようなおそれを基礎づける具体的な国際情勢や国名等を挙げることもできず、抽象的な主張をするのみであった。そのことからすれば、このような蓋然性が存在するとは推認できないはずである。

（エ）したがって、原判決が述べる規範に基づき一般的又は類型的に見たとしても、3 号所定の「おそれ」があるとは推認できない。

（8）本件不開示部分 8（検討・意思決定プロセス）について

ア 外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的

な事実関係を主張立証し、合理的根拠を示したものとはいえないこと

(ア) 被控訴人は、本件不開示部分 8 を「公にすることにより、我が国の政策検討の具体的な手続及び政策検討上の関心事項が明らかになるから、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場又は政策を策定する必要が生じた場合、関係国が、我が国政府の政策検討又は意思決定の手法、政策検討上の関心事項、我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか、我が国と何らかの問題で緊張関係に立つ関係国が、我が国政府の意思形成過程及び政策検討上の関心事項等を基に、我が国の今後の対応を推察することが可能となるなど、他国との交渉上不利益を被るおそれがある」と主張する（原判決 133 頁）。

(イ) しかしながら、上記 7（1）でも述べたように、被控訴人は具体的な事実関係を示さない極めて抽象的な主張しかできていない。外交課題の内容や日本と相手国の地理的關係や歴史的経緯、相手国の情勢や国際機関又は他国との関係等の多種多様な事情によって、具体的な外交課題ごとに情報収集すべき情報内容や収集先・収集手段、政策検討上重視する要素や関係諸国の範囲及び重視すべき関係国はそれぞれ異なる。いつ、どういった点で、類似の事案が、歴史的経緯や今後の交渉等の展望に照らしてどのような国との間で生じるかを何ら具体的に挙げることなく、3号所定のおそれがあると認めることはできない。

被控訴人は、本件不開示部分 8 の 3 号該当性について、外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、合理的根拠を示していないのであり、にもかかわらず、3号該当性を認定した原判決の判断は誤っている。被控訴人において、これらの具体的な事実関係を示すべきであり、裁判所におかれても、

被控訴人に対し、主張立証するよう求められたい。

イ 「おそれ」があると推認することができるとした判断の誤り

(ア) 原判決は、本件不開示部分 8 に、「対イラク武力行使の問題に係る検討及び意思決定過程（特に、外務省内における関係局内の協議の具体的な開催状況、官邸との密接な協議状況並びに検討及び意思決定プロセスにおいて考慮された事項）、それに対する本件検証としての評価等について、具体的な内容が記録されていることが認められる」（62 頁）とする。

しかし、対イラク武力行使の問題に係る検討及び意思決定過程は、本件不開示部分 8 の直前に記載された 2002 年 1 月 29 日頃から、米国大統領がイラクでの主要戦闘終了を宣言した 2003 年 5 月 1 日頃（甲 6、2 枚目参照）までの約 1 年 3 か月間に及ぶと思われる。1 年を超えた外務省内の具体的な動きや官邸との協議状況等を「具体的」に記載するとすれば、A4 サイズで半頁にも満たない分量の記述に納めることはとてもできないはずである。

原判決が、被控訴人の主張のままに「具体的な内容が記録されていることが認められる」としたことは、本件文書の記載内容について、その記載分量や、原資料等を取りまとめた二次資料に過ぎないことを看過したものである。

(イ) また、原判決は、本件不開示部分 8 の記載内容から、「我が国の具体的な政策の形成過程又は政策を形成する際の関心事項に係る具体的な内容の情報が記録されているものと推認することができる」としたが、A4 サイズで半頁にも満たない分量の記載に、「我が国の具体的な政策の形成過程又は政策を形成する際の関心事項に係る具体的な内容」が記録されているとは到底考えられない。

- (ウ) さらに、原判決は、「これを公にすることにより、他国が我が国の政策の形成過程に応じた対応を取ったり、我が国の関心事項に応じた外交上の対処を講じたりすることが可能となるといえる」としたが（63頁）、これについても、半頁に満たない分量の記述が公になることで、他国に対して、外交上の対処を講じることができる程度に日本の政策形成過程が明らかになるとはとても考えられない。日本の政策形成過程が、わずか半頁ほどの分量で具体的に説明できるほど単純であるはずがないからである。この部分でも、原判決は、被控訴人の大仰かつ抽象的な主張をそのまま採用してしまっており、控訴人の指摘を踏まえた検討がなされていないに等しい。
- (エ) したがって、原判決が述べる規範に基づき一般的又は類型的に見たとしても、3号所定の「おそれ」があるとは推認できない。

ウ 裁量権の逸脱、濫用に関する判断における誤り

原判決は、控訴人が、公表されたオランダの報告書では対イラク武力行使を支持した経緯が詳細に記録されており、日本が同様の情報を開示したとしても、他国との交渉上不利益を被るおそれはないと主張したことについて、オランダが公表した情報と本件不開示部分8に記録された情報が「同一であることをうかがわせる事情等は見当たらない（64頁）」と述べる。

しかし、6（3）で述べたように、そもそも、開示請求者（控訴人）は、不開示とされた文書の記載部分を閲覧することはできない。それゆえ、開示請求者において、他で公表された情報と「同一の情報」がそのまま不開示文書に記録されていると主張立証することはおよそ不可能であり、原判決の判断は不当である。

(9) 本件不開示部分9 (武力行使の支持に至るプロセス) について

ア 外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、合理的根拠を示したものとはいえないこと

(ア) 被控訴人は、本件不開示部分9について、「公にすることにより、我が国政府における対イラク武力行使の支持に至る具体的な政策決定過程、考慮事項等が明らかになり、我が国が具体的にいかなる要素を重視して政策決定を行ったのかが如実に表れるから、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場又は政策を策定する必要が生じた場合、関係国が、我が国政府の政策検討、意思決定の手法、政策検討上の関心事項、我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることになる。」と主張する(原判決136頁)。

(イ) しかしながら、上記7(1)でも述べたように、被控訴人は具体的な事実関係を示さない極めて抽象的な主張しかできていない。外交課題の内容や日本と相手国の地理的關係や歴史的経緯、相手国の情勢や国際機関又は他国との関係等の多種多様な事情によって、具体的な外交課題ごとに情報収集すべき情報内容や収集先・収集手段、政策検討上重視する要素や関係諸国の範囲及び重視すべき関係国はそれぞれ異なる。いつ、どういった点で、類似の事案が、歴史的経緯や今後の交渉等の展望に照らしてどのような国との間で生じるかを何ら具体的に挙げることなく、3号所定のおそれがあると認めることはできない。

(ウ) また、被控訴人は、「関係国高官と我が国政府との間で交わされ

た具体的やり取り、例えば、関係国の情勢認識又は意図を推察し得る発言内容も含まれ、これを公にした場合、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがある。」とも主張する。

しかし、原審で控訴人が主張したように、英国のチルコット委員会の報告書においては、ブレア英国首相が、ブッシュ米大統領、ブリックス国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）委員長、アズナール・スペイン首相、シラク仏大統領、ラゴス・チリ大統領、バルケネンド・オランダ首相、アナン国連事務総長ほか各国首脳や国際機関の高官と会合を持ち、あるいは会話をしたこと、イーゴリ・イワノフ・ロシア外務大臣と英国ストロー外務大臣が会話をしたことが、いずれも日付を特定したうえで、その内容を含めて明らかにされている（甲23の1、3）。

被控訴人が、「関係国との信頼関係が損なわれるおそれがある」というのであれば、高官の氏名や会話した内容を公にしている英国等のイラク戦争検証報告書と異なる事情を具体的に明らかにする必要がある。しかし、被控訴人は具体的な事実を何ら主張しておらず、合理的根拠を示していない。

（エ）以上のように、被控訴人は、本件不開示部分9の3号該当性について、外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、合理的根拠を示していない。それにもかかわらず、3号該当性を認定した原判決の判断は誤っている。被控訴人において、これらの具体的な事実関係を示すべきであり、裁判所におかれても、被控訴人に対し、主張立証するよう求められたい。

イ 「おそれ」があると推認することができるとした判断の誤り

（ア）原判決は、本件不開示部分9に、「関係国政府の高官の氏名」や

「外交交渉の相手方の情勢の認識や意図を推知し得る相手方の具体的な発言内容も含まれている」ことを挙げて、「事柄の性質上、一般的又は類型的に見て、これを公にすることにより他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると推認することができる」とする(67頁)。

しかし、前述したように、英国等のイラク戦争検証結果報告書では、検証を行った国の政府高官の氏名のみならず、他国の政府高官の氏名や具体的発言も記載されている(甲23の1、3)。

他国のこのような例からすれば、そもそも、これらの情報は「一般的又は類型的に見て」、公にすることにより他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると推認することはできないはずである。

(イ) また、原判決は、本件不開示部分9に、「我が国の具体的な政策の形成過程又は政策を形成する際の関心事項に係る具体的な内容の情報が記録されているものと推認することができる」とした上で、「これを公にすることにより、他国が我が国の政策の形成過程に応じた対応を取ったり、我が国の関心事項に応じた外交上の対処を講じたりすることが可能となるといえる」ことを挙げて、3号所定のおそれがあると推認することができるとした。

しかし、「我が国の具体的な政策の形成過程又は政策を形成する際の関心事項に係る具体的な内容の情報」は、そもそも、当然に非公開とすべき情報ではない。日本具体的な政策形成過程に関する情報(例えば、日本の政府高官の発言内容や、他国の政府高官とのやりとり等)が、日々、新聞記事(甲10)などで発信されていることは公知の事実である。原判決のこの認定からすれば、このような情報は、全て、他国が日本の政策形成過程に応じた対応を取ることなどが可能になるとして3号所定のおそれがあることになるが、そうすると、日本の具体的な政策形成過程に関する情報が全て3号を理由に不開示とさ

れることになりかねない。

(ウ) したがって、原判決が述べる規範に基づき一般的又は類型的に見たとしても、3号所定の「おそれ」があるとは推認できない。

ウ 裁量権の逸脱、濫用に関する判断における誤り

(ア) 原判決は、「日本の外交努力」(甲9)に記載された情報について、「本件不開示部分9に記録されている情報の内容とは、少なくとも質的に異なるものであると推認することができ」とし、「55人が語るイラク戦争」(甲11)や新聞記事(甲10)に記載された情報は、「我が国の政府が保有している情報又は認識と完全に趣旨、内容等が一致しているものとまでは認め難い」ことを挙げて、原告の主張は採用できないと述べた(68頁)。

(イ) しかし、上記6(3)で述べたように、開示請求者(控訴人)には、不開示とされた文書の記載部分を閲覧することはできないのであり、開示請求者において、他で公表された情報と「同一」の情報が不開示文書に記録されていると主張立証することはおよそ不可能であり、原判決の判断は不当である。

(10) 本件不開示部分10(米側への働きかけ)について

ア 外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、合理的根拠を示したものとはいえないこと

(ア) 被控訴人は、本件不開示部分10について、①「我が国と米国との外交交渉の内容及びその効果に対する評価に係る記録がされた部分であって、我が国が米国との関係で重要と考える要素が端的に記載されており、これを公にすることにより、我が国政府の米国への働きかけの詳細及びそれに対する米国の反応に係る我が国の評価が明ら

かになることから、米国との信頼関係が損なわれるおそれがある」、
②「米国は我が国にとって最も重要な同盟国の1つであり、米国との
関係で我が国が考慮する事項は日本の外交政策全般に影響を与えて
いるから、イラク問題について我が国政府が米国に対していかなる働
きかけを行っていたかを公にすれば、将来的に類似の事案が発生し、
我が国としての立場又は政策を策定する必要性が生じた場合、関係国が、
我が国政府の政策検討、意思決定の手法、政策検討上の関心事項、我
が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外
交活動を行うことが可能となる」等と述べて、3号に該当すると主張
する（原判決139頁）。

(イ) しかし、①について、「日本の外交努力」（甲9）のほか、『イラ
ク戦争と歴史的和解』（「外交証言録 湾岸戦争・普天間問題・イラク
戦争」岩波書店、甲40）においても、日本から米国に対する具体的な
働きかけの内容や、我が国が考えた内容が記載されていることからわ
かるように、被控訴人が主張する記載内容を公にすることで米国との
信頼関係が損なわれるとは考えられていない。

国際的に見ても、一審において原告準備書面（6）で説明したよう
に、米国自身、「大量破壊兵器に係る米国の情報能力に関する委員会」
において600頁以上の詳細な検証報告書を作成して公表している。
同じく米国の同盟国である英国は、チルコット委員会が作成した報告
書において、米国とのやりとりを詳細かつ具体的に、相当な分量を割
いて記載し、公表している（甲16の2ないし3）。

米国や英国のこれらの公表状況からしても、日本だけが、わずかな
分量に記載された程度の米国とのやりとりを非公開とする根拠はな
い。

また、②について、上記7（1）でも述べたように、被控訴人は具

体的な事実関係を示さない極めて抽象的な主張しかできていない。外交課題の内容や我が国と相手国の地理的關係や歴史的経緯、相手国の情勢や国際機関又は他国との関係等の多種多様な事情によって、具体的な外交課題ごとに情報収集すべき情報内容や収集先・収集手段、政策検討上重視する要素や関係諸国の範囲及び重視すべき関係国はそれぞれ異なる。いつ、どういった点で、類似の事案が、歴史的経緯や今後の交渉等の展望に照らしてどのような国との間で生じるかを何ら具体的に挙げることなく、3号所定のおそれがあると認めることはできない。

(ウ) このように、被控訴人は、本件不開示部分10の3号該当性について、外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、合理的根拠を示していないにもかかわらず、3号該当性を認定した原判決の判断は誤っている。被控訴人において、これらの具体的な事実関係を示すべきであり、裁判所におかれても、被控訴人に対し、主張立証するよう求められたい。

イ 「おそれ」があると推認することができるとした判断の誤り

(ア) 原判決は、本件不開示部分10には「我が国が米国に対してした働きかけに係る個別具体的なやり取りの内容及び評価、それに対する米国の反応、認識及び意図並びにこれらに対する我が国の評価が明らかになる具体的な情報が記録されているものと推認することができる」とした(71頁)。しかし、これらの項目は、わずかA4で半頁にも満たない記述でまとめられている。このことからすれば、2002年8月以降の「様々なレベルでの働きかけの内容」等を全て記載することはそもそも不可能であり、概括的な記載にとどまるとしか考えられない。

(イ) 原判決が、A 4 で半頁程度の記載に過ぎないことを考慮せず、また、被控訴人が開示により米国との信頼関係が損なわれる事情を具体的に説明していないのに、米国に対してした働きかけに関する情報が記録されていることのみを強調して、「これを公にすることにより、米国が公開することを欲していない情報を公開する状況に陥ったり、米国が認識していない我が国の評価等が公となったりする可能性がある」(71頁)とする判断は、憶測に基づく飛躍した認定と言わざるを得ない。

(11) 本件不開示部分 11 (米国以外の各国への働きかけ) について

ア 外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、合理的根拠を示したものとはいえないこと

(ア) 被控訴人は、本件不開示部分 11 について、①「我が国と米国以外の関係各国との外交交渉の内容及びその効果に対する評価に係る記録がされた部分であり、これを公にすることにより、我が国政府の関係各国への働きかけの詳細(どのような政策的意図の下に働きかけたかとの点を含む。)及びそれに対する関係各国の反応に係る我が国の評価が明らかになることから、関係各国との信頼関係が損なわれるおそれがある」、②「イラク問題について我が国政府が関係各国といかなる調整を行ったかは、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場又は政策を策定する必要が生じた場合、関係国が、我が国政府の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることになる」として、3号所定のおそれがあると主張する(原

判決141頁以下)。

(イ) このうち、①について、控訴人が「報告の主なポイント」に同一の事項が記載されていると主張したのに対し、原判決は、「本件全証拠によっても、本件不開示部分11に『報告の主なポイント』に記載されている文章に係る情報と同一の情報がそのまま記録されていることをうかがわせる事情等も見当たらない」とする(76頁)。しかし、インカメラ審理で裁判官が不開示部分を見ることもできるのであれば別段、被控訴人以外の者は見ることはできないから、「同一の情報がそのまま記録されていること」の立証を控訴人に求めるのは不可能を強いるに等しい。原判決の判断は不当である。

また、②について、上記7(1)でも述べたように、被控訴人は具体的な事実関係を示さない極めて抽象的な主張しかできていない。外交課題の内容や日本と相手国の地理的關係や歴史的経緯、相手国の情勢や国際機関又は他国との関係等の多種多様な事情によって、具体的な外交課題ごとに情報収集すべき情報内容や収集先・収集手段、政策検討上重視する要素や関係諸国の範囲及び重視すべき関係国はそれぞれ異なる。いつ、どういった点で、類似の事案が、歴史的経緯や今後の交渉等の展望に照らしてどのような国との間で生じるかを何ら具体的に挙げることなく、3号所定のおそれがあると認めることはできない。

(ウ) このように、被控訴人は、本件不開示部分11の3号該当性について、外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、合理的根拠を示していないにもかかわらず、3号該当性を認定した原判決の判断は誤っている。被控訴人において、これらの具体的な事実関係を示すべきであり、裁判所におかれても、被控訴人に対し、主張立証するよう求められたい。

イ 「おそれ」があると推認することができるとした判断の誤り

(ア) 原判決は、本件不開示部分 11 に、「我が国が関係各国に対してした働きかけの内容の詳細、それに対する関係各国の反応に関する我が国の評価等が明らかになる具体的な情報が記録されているものと推認することができる」としたが（74 頁）、本件不開示部分 11 の記載分量は A4 で 1 頁に満たないものである。このことからすれば、複数の国に対する働きかけの内容等を記載するとしても、概括的な記載とならざるを得ないはずであり、分量を考慮することなく「具体的な情報が記録されている」と推認できるとした原判決の認定は誤っている。

(イ) また、原判決は、上記推認を前提に、「これを公にすることにより、他国が公開することを欲していない情報を公開する状況に陥ったり、他国が認識していない我が国の評価等が公となったりする可能性があることに照らすと」（74～75 頁）、3 号のおそれがあると推認できるとした。

しかし、2002 年から 2003 年にかけての複数の国に対する働きかけの内容等が A4 で 1 頁に満たない分量の文字にまとめられたものについて、通常、具体的な情報や評価等が記録されているとは認められないはずである。被控訴人も、他国が公開を欲していないと認められる具体的な事情を主張していない。

そうだとすれば、原判決が挙げる上記の事情は根拠のない憶測というほかなく、このような憶測に基づき 3 号のおそれがあると推認できると結論づけることは誤りである。

(ウ) 以上のように、原判決の規範によっても、主に被控訴人の主張に基づき 3 号のおそれがあると推認できるとしたことにはいくつもの

誤りがあるから、破棄されるべきである。

(12) 本件不開示部分12（武力行使の法的側面（国際法上の合法性））
について

ア 外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、合理的根拠を示したものとはいえないこと
(ア) 被控訴人は、本件不開示部分12について、「対イラク武力行使の法的根拠についての我が国と他国との外交交渉の内容」、「その効果に対する評価に係る記録がされた部分であり」、「公にすることにより、他国との外交交渉の詳細が明らかになることから、他国との信頼関係が損なわれるおそれがある」。「我が国が対イラク武力行使を支持するという政策決定をするに至る上でした法的側面についての検討の方途」が明らかとなるから、「将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場又は政策を策定する必要が生じた場合、関係国が、我が国政府の政策検討、意思決定の手法、政策検討上の関心事項、我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる」等から、3号所定のおそれがあると主張する（原判決144頁）。

(イ) しかし、本項目の見出しに「武力行使の法的側面（国際法上の合法性）」とある以上、武力行使が国際法上合法と考えられる根拠が記載されているはずであり、その中には、関連する安保理決議の概要など、公表済みの情報も含まれているはずである。少なくとも、本件不開示部分12の記載全てについて、3号のおそれがあると推認することはできないはずである。

原審で控訴人が主張したように、当時の川口外務大臣は、対イラク武力行使に関する国際法上の法的側面について、大臣会見で記者の質

問に応じて見解を述べており（甲 3 4）、法的側面に関する見解等是不開示とすべき事柄ではないことを示している。また、原審の原告準備書面（6）でも述べたとおり、他国の検証報告書には、対イラク武力行使に関する法的見解が詳細に記載されており、国際的に見ても、対イラク武力行使に関する法的側面に関する政府見解は公にされていることがわかる。さらに、同準備書面で説明したとおり、外務省による開示文書に、対イラク武力行使に関する日本の法的見解が詳細に記述されている（甲 3 1、3 2）。

そうすると、被控訴人において、控訴人が挙げた上記の各情報とは異なる具体的な事情を明らかにする必要がある。しかし、被控訴人は具体的な事実を主張し、合理的根拠を示していない。

（ウ）このように、被控訴人は、本件不開示部分 1 1 の 3 号該当性について、外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、合理的根拠を示していないにもかかわらず、3 号該当性を認定した原判決の判断は誤っている。被控訴人において、これらの具体的な事実関係を示すべきであり、裁判所におかれても、被控訴人に対し、主張立証するよう求められたい。

イ 「おそれ」があると推認することができるとした判断の誤り

（ア）原判決は、本件不開示部分 1 2 に、「対イラク武力行使の法的根拠についての我が国と他国との外交上の具体的なやり取り、その評価等が明らかになる具体的な情報が記録されているものと推認することができる」とするが（7 9 頁）、日本と他国との外交上のやり取り等を、A 4 で 1 頁にも満たない分量で具体的に記述しきることはいかなる場合でもできないはずである。記述量が少ないことを考慮すれば、具体的な情報が記録されているとはただちに推認できないはずである。

しかも、法的根拠については、原審で控訴人が指摘したように、当時の小泉首相が記者会見で、米国が国連で発表したものとほぼ同じ見解を具体的に説明し（甲 1 3）、外務省調査月報（甲 1 4）で法的見解についての検討内容や各国の外交行為が詳細に紹介されているように、既に公にされている情報が多い。

本項目の見出しに「武力行使の法的側面（国際法上の合法性）」とある以上、武力行使が国際法上合法と考えられる根拠が記載されているはずであり、その中には、関連する安保理決議の概要など、公表済みの情報も含まれているはずである。

そうだとすれば、本件不開示部分 1 2 の記載全てについて、3 号のおそれがあると推認することはできないはずである。これらの事実を考慮することなく、「公にすることにより、他国が公開することを欲していない情報を公開する状況に陥ったり、他国が認識していない我が国の評価等が公となったりする可能性がある」として、3 号所定のおそれがあると推認できるとした原判決の判断は明らかに誤っている。

（イ）また、原判決は、本件不開示部分 1 2 に、「対イラク武力行使の法的根拠に関する我が国の態度、当該態度を取る意図、当該意図に基づく外交的努力の詳細等が具体的に記録されているものと推認することができ」としたうえで、「これを公にすることにより、イラク及びその周辺国が、我が国の意図、それを反映した具体的な行為、当該行為に係る評価等を推察することが可能となる」として、3 号所定のおそれがあると推認することができるとした（79 頁）。

しかし、控訴人が原審で指摘したように、当時の川口外務大臣は、対イラク武力行使に関する国際法上の法的側面について、大臣会見で記者の質問に応じて見解を具体的に述べている（甲 3 4）。このこと

からすれば、「対イラク武力行使の法的根拠に関する我が国の態度」等の情報というだけで、3号所定のおそれがあると推認できるとすることは誤りである。

ウ 裁量権の逸脱、濫用に関する判断における誤り

(ア) 本件不開示部分12について、控訴人は、原審において、外務省開示文書の中に法的根拠について記述した文書があり(甲31, 32)、これらの文書では、「わが国の基本的立場」として、「大量破壊兵器の有無は、日本が対イラク武力行使を支持した直接の根拠ではな〔く〕イラクによる国連安保理決議違反がわが国の支持の根拠である」と書かれていることや、「安保理決議678, 687及び1441の概要」と題する文書では、イラク関係で多数存在する国連決議のうち、すでに見たとおり英国法務総裁が根拠としてあげる三つの国連決議と同一の国連決議の概要を説明していること(甲31)、また、「対イラク武力行使 法的根拠」という文書でも、国連決議1441、687、678という同じ国連決議をあげており、英国法務総裁があげる根拠と類似した考え方を日本政府もとっていたことをうかがわせること(甲32)を具体的に指摘した。

(イ) しかし、原判決は、控訴人が挙げる上記各文書等に記載された情報と「全く同一の情報が記録されているにとどまることをうかがわせる事情等も見当たらない」として、控訴人の主張を排斥した(80頁)。

開示請求者(控訴人)は、不開示とされた文書の記載部分を閲覧することはできず、開示請求者において、他で公表された情報と「全く同一の情報」が不開示文書に記録されていると主張立証することはおよそ不可能である。このような原判決の判断は、開示請求者に不可能を強いるものであり不当である。

(13) 本件不開示部分13について

ア 外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、合理的な根拠を示したものとはいえないこと

(ア) 被控訴人は、本件不開示部分13を「公にすることにより、我が国政府の対イラク武力行使の指示という政策決定を行う上で考慮した諸事項が明らかとなる」ところ、一国の外交政策を予測するに際しては、国際情勢や従前の対応を見ても正確な予測を行い得るものではなく、いかなる事項に着目し、いかなる理由から政策決定を行ったのかという点に着目することが重要であるから、上記のような諸事項が明らかとなれば、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場又は政策を策定する必要が生じた場合、関係国が、我が国政府の政策決定又は意思決定の手法、政策検討上の関心事項、我が国の今後の対応等を、国際情勢や従前の対応のみを根拠とするよりも正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることになる」と主張する。

(イ) しかしながら、被控訴人は、「将来的に類似の事案」、「関係国」、「イラク及びその周辺国」などと、何らの具体的な事実関係を示さない極めて抽象的な主張しかできておらず、日本を取り巻く国際情勢に照らして、将来的に類似の事案が生じる蓋然性、日本と関係国又はイラク及びその周辺国あるいは安全保障その他の問題で緊張関係に立つ国との従前及び現在の関係、これらをめぐる歴史的経緯及び事象、日本と当該関係国等との今後の交渉及び将来の関係の展望等に関す

る事実について、なんら主張立証できておらず、合理的根拠を示していない。

いつ、どういった点で類似の事案が、歴史的経緯や今後の交渉等の展望に照らしてどのような国との間で生じるかについて特定できないにもかかわらず、5条3号該当性を認めることはできない。

したがって、不開示事由該当性を認定した原判決の判断は誤っている。少なくとも、被控訴人において、これらの具体的な事実関係を示すべきであり、裁判所におかれても、被控訴人に対し、主張立証するよう求められたい。

イ 「おそれ」があると推認することができるとした判断の誤り

(ア) 原判決は、「公にすることにより、イラク及び周辺国が、対イラク武力行使という国際政治上及び安全保障政策上機微な問題について、我が国がどのような事項を考慮して当該問題に対応しているのか、対イラク武力行使を支持する理由としてどのような事情があるのか等を推察することが可能となるから、事柄の性質上、一般的又は類型的に見て、これを公にすることにより他国との交渉上不利益を被るおそれがあると推認することができる」と判断した。

(イ) このように、原判決は、イラク及び周辺国が、対イラク武力行使について我が国が考慮した事項や支持した理由を推察することが可能となる点を理由とする。しかし、対イラク武力行使は、すでに15年経過した過去の歴史的事実であり、さらに、大量破壊兵器の存在を理由として武力行使に及んだにもかかわらず、結果として大量破壊兵器の存在が確認できなかったという特異な事案である。このような過去の特異な事案を参照することによって、一般的又は類型的に見て、これを公にすることにより他国との交渉上の不利益を被るおそれがあるとする判断は論理的に飛躍している。

ウ 裁量権の逸脱、濫用に関する判断における誤り

(ア) そもそも、被控訴人は、「既に公にされている、我が国が武力行使を支持した主な理由のみならず」(被告の平成29年12月22日付け準備書面(8)24頁)と主張することで、「既に公にされている、我が国が武力行使を支持した主な理由」が、本件不開示部分13に記載されていることを認めている。武力行使を支持した主な理由については、小泉首相による平成15年3月18日(甲13)及び同月20日(甲13)の説明並びに外務省が作成した対イラク武力行使を支持した理由等に係る従前の政府見解及び国会答弁をまとめた資料(甲31)に記載されているなど、既に公表されている。これらの情報まで3号該当性が認められるものではない。

(イ) また、原判決は、「対イラク武力行使の当時の情報がおおよそ無意味であるといえるまでに劇的に変化したとまでは認め難いことが公知の事実である」と判断する。

いかなる事実をもって、「公知の事実」というのか、控訴人には理解できないが(この点については、被控訴人でさえ主張していない。)、対イラク武力行使当時のイラク大統領サダム・フセインは拘束され、新たな共和制国家として歩み始めるなど、イラクの情勢は武力行使前後で一変している。また、本件不開示部分13には、イラクのみならず、日本国が関わる特定の国や地域の情勢などが記載されていると判断されている。しかし、日本国を取り巻く安全保障環境も日々変化しており(例えば、北朝鮮は、対イラク武力行使後に、拉致被害者の帰国があるなど拉致問題で進展があったり、最高指導者が死亡したりするなどしている。)、対イラク武力行使当時と比較して劇的に変化していることは明らかである。

(14) 本件不開示部分14について

ア 外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、合理的根拠を示したものとはいえないこと
(ア) 被控訴人は、本件不開示部分14を「公にすることにより、対イラク武力に係る広報を行うに当たって外務省が重視していた事項等が明らかとなり、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場又は政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の対応を推察する手がかりとしたり、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることになる。また、安全保障その他の問題で緊張関係に立つ国が、我が国の対応を妨害すべく、我が国の国内世論工作等を行う上での参考として用いることも可能となる」と主張する。

(イ) しかしながら、被控訴人は、「将来的に類似の事案」、「関係国」、「イラク及びその周辺国」、「安全保障その他の問題で緊張関係に立つ国」などと、何らの具体的な事実関係を示さない極めて抽象的な主張しかできておらず、日本を取り巻く国際情勢に照らして、将来的に類似の事案が生じる蓋然性、日本と関係国又はイラク及びその周辺国あるいは安全保障その他の問題で緊張関係に立つ国との従前及び現在の関係、これらをめぐる歴史的経緯及び事象、日本と当該関係国等との今後の交涉及び将来の関係の展望等に関する事実について、なんら主張立証できておらず、合理的根拠を示していない。

そもそも、なぜ、国民への説明責任に関する検証結果を開示することによって、日本国の国内世論工作等が可能となるのかは全く理解できない（むしろ、イラク武力行使については、戦争を既定の方針と捉える一部の政権内部者によって開戦を導くための情報操作が行われ、

大量破壊兵器の存在という誤った情報に基づく対イラク武力行使が行われたとの見方がある〔甲４１〕、政府が情報を適切に国民に公開しないことによって、国内世論工作等が行われ、誤った武力行使が行われる危険性があるというべきである。〕。

また、この点を措いたとしても、本件不開示部分１４は、１０行程度に過ぎない上、外務省や政府が行っていたという国民への広報内容という既に公開されている情報が記載されていることは、「国民への説明責任についての検証」という項目名からも明らかである。結局のところ、被控訴人は、不開示という結論を前提として、抽象的な理由を並べ立てて、これらの国民への説明責任に関する検証ないし将来的な説明責任を果たすことへの義務さえも放棄していると言わざるを得ない。

いつ、どういった点で類似の事案が、歴史的経緯や今後の交渉等の展望に照らしてどのような国との間で生じるかについて特定もできない。それにもかかわらず、国民への説明責任という国民にとって極めて重要な情報を不開示とすることは認められない。

したがって、不開示事由該当性を認定した原判決の判断は誤っている。少なくとも、被控訴人において、これらの具体的な事実関係を示すべきであり、裁判所におかれても、被控訴人に対し、主張立証するよう求められたい。

イ「おそれ」があると推認することができるとした判断の誤り

（ア）原判決は、「公にすることにより、他国がこれを参考として我が国の国民に対する世論工作、第三国への働きかけ等を行うことが可能となり得るものと推認することができることに照らすと、事柄の性質上、一般的又は典型的に見て、これを公にすることにより国の安全が害されるおそれがあると推認することができるほか、イラク及びその

周辺国が、我が国の認識、世論の状況等を推察することも可能となるから、事柄の性質上、一般的又は類型的に見て、これを公にすることにより他国との交渉上不利益を被るおそれがあると推認することができる」と判断した。

(イ) しかしながら、そもそも、世論工作或や第三国への働きかけ等が行われるという蓋然性自体がなんらの具体的根拠に基づくものではないし、今後、本件検証によって得た教訓を踏まえ説明責任を果たす広報等を試みていく外務省又は政府にとって、世論工作或や第三国への働きかけ等は一切恐れるに足らないはずである（上に述べたとおり、むしろ、政府が情報を適切に国民に公開しないことによって、国内世論工作等が行われ、誤った武力行使が行われる危険性があるというべきである。）。

議論を進めるために、仮に世論工作或や第三国への働きかけ等が行われるとしても、本件不開示部分 14 には、説明責任を果たすための具体的な説明手法や目指すべき国民の理解のあり方などが記載されている。上にも述べたとおり、今後、外務省ないし政府は、当該手法に則って説明責任を果たす広報等を試みることは当然である。そうすると、将来的に外務省ないし政府が行った広報等を見た他国が当該広報等に基づいて世論工作或や第三国への働きかけ等を行うおそれは同様に存在し、本件不開示部分 14 を開示したことによって、そのおそれが高まるという論理的な関係性にはない。

(ウ) また、イラク及びその周辺国が、日本の認識、世論の状況等を推察できるとしても、日々動き続ける国際情勢に照らせば、15年もの過去の時点での日本の認識や世論の状況等を推察することが、現在の外交交渉等において有意義である事象は到底想定し得ず、交渉上不利益を被るおそれがあるとは言い得ない。

(15) 本件不開示部分15について

ア 外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、合理的根拠を示したものとはいえないこと

(ア) 被控訴人は、本件不開示部分15を「公にすることにより、我が国の情報収集能力、情報分析能力等が明らかとなり、情報収集及び分析に関する我が国の今後の指針も明らかとなるところ、情報収集は、あらゆる外交交渉の基礎となるものであって外交政策に多大な影響を与えるものである上、我が国の情報収集能力及び分析能力に関心を有する国は多く存在し、それが明らかとなれば、我が国が現に有する我が国に対する脅威の存在やその度合いを測る能力も明らかとなって我が国の安全保障にとって深刻な問題が生ずるから、安全保障に関する問題はもとより、我が国と何らかの緊張関係に立つ関係国との交渉上不利益を被るおそれがあるだけでなく、我が国の安全が害されるおそれがある」と主張する。

(イ) しかしながら、被控訴人は、「情報収集は、あらゆる外交交渉の基礎」、「我が国の情報収集能力及び分析能力に関心を有する国は多く存在」、「我が国と何らかの緊張関係に立つ関係国」などと、何らの具体的な事実関係を示さない極めて抽象的な主張しかできておらず、日本を取り巻く国際情勢に照らして、如何なる国が日本の情報収集能力及び分析能力に関心を有しているのか、本件不開示部分に記載された如何なる情報収集が如何なる外交交渉の基礎となるのか等に関する事実について、なんら主張立証できておらず、合理的根拠を示していない。

上記の事実について特定できないにもかかわらず、5条3号該当性を認めることはできない。

したがって、不開示事由該当性を認定した原判決の判断は誤っている。少なくとも、被控訴人において、これらの具体的な事実関係を示すべきであり、裁判所におかれても、被控訴人に対し、主張立証するよう求められたい。

イ 「おそれ」があると推認することができるとした判断の誤り

(ア) 原判決は、「公にすることにより、対イラク武力行使という国際政治上及び安全保障政策上機微な問題について、我が国がどのような情報を重視して当該問題に対応していたのか等といったことのほか、我が国に対する脅威の存否又はその程度を我が国が認識又は分析する能力の存否又はその程度も他国に明らかになる可能性があることに照らすと、事柄の性質上、一般的又は類型的に見て、これを公にすることにより国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると推認することができる」と判断した。

(イ) しかしながら、「報告の主なポイント」(甲4の2)において、「当時の情報源のほとんどが各国政府及び国際機関関係者であったと見受けられる」と記載されているところ、これらの各国政府及び国際機関関係者がほとんどの情報源であったことは明らかにされている。すなわち、日本国には、独自の情報の収集源はほとんど存在しないことに加え、結果として、米国や英国と同様に、イラクの大量破壊兵器の存否についての判断を誤ったことから、少なくとも、対イラク武力行使当時の、情報収集・分析に関する日本国の能力の存否又はその程度は明らかになっているといえることができ、これを開示したとしても、一般的又は類型的にみて、国の安全が害されるおそれや他国との交渉上不利益を被るおそれがあると推認することはできない。

(16) 本件不開示部分16について

ア 外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、合理的根拠を示したものとはいえないこと

(ア) 被控訴人は、本件不開示部分16を「公にすることにより、我が国の政策検討の手法及び政策検討上の関心事項が明らかとなる上、対イラク武力行使の問題に係る政策検討又は意思決定における問題点及びそれに対する改善策についても明らかになるところ、一国の外交政策を予測するに際しては、国際情勢又は従前の対応のみを見ても正確な予測を行い得るものではなく、いかなる事項に着目し、いかなる理由から政策決定を行ったのかという点に着目することが重要であるから、我が国政府自身が行った検証として、上記のような諸事項が明らかとなれば、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場又は政策を策定する必要が生じた場合、関係国が、我が国政府の政策検討又は意思決定の手法、政策検討上の関心事項、我が国の今後の対応策等、国際情勢又は従前の対応のみを根拠とするよりも正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることになる」、「対イラク武力行使をめぐる実際に行われた関係各国との連携状況及びそれに対する外交的効果（他国の対応への言及を含む。）も記載されているから、関係各国との信頼関係が損なわれるおそれがある」などと主張する。

(イ) しかしながら、被控訴人は、「将来的に類似の事案」、「関係国」、「イラク及びその周辺国」、「関係各国」などと、何らの具体的な事実関係を示さない極めて抽象的な主張しかできておらず、日本を取り巻

く国際情勢に照らして、将来的に類似の事案が生じる蓋然性、日本と関係国又はイラク及びその周辺国との従前及び現在の関係、これらをめぐる歴史的経緯及び事象、我が国と当該関係国等との今後の交渉及び将来の関係の展望等に関する事実について、なんら主張立証できておらず、合理的根拠を示していない。

いつ、どういった点で類似の事案が、歴史的経緯や今後の交渉等の展望に照らしてどのような国との間で生じるかについて特定できないにもかかわらず、5条3号該当性を認めることができるはずがない。

したがって、不開示事由該当性を認定した原判決の判断は誤っている。少なくとも、被控訴人において、これらの具体的な事実関係を示すべきであり、裁判所におかれても、被控訴人に対し、主張立証するよう求められたい。

イ「おそれ」があると推認することができるとした判断の誤り

(ア) 原判決は、「公にすることにより、他国が公開することを欲していない情報を公開する状況に陥ったり、他国が認識していない我が国の評価等が公となったりする可能性があることに照らすと、事柄の性質上、一般的又は類型的に見て、これを公にすることにより他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると推認することができる」、「公にすることにより、他国が、我が国の関心事項、それを反映した具体的な行為、当該行為に係る評価等を推察することが可能となるから、事柄の性質上、一般的又は類型的に見て、これを公にすることにより他国との交渉上不利益を被るおそれがあると推認することができる」と判断した。

(イ) しかしながら、上記(1)アのとおり、被控訴人は、あくまでも、

「対イラク武力行使をめぐって実際に行われた関係各国との連携状況及びそれに対する外交的効果（他国の対応への言及を含む。）も記

載されている」としか主張していない。それにもかかわらず、原判決は、「他国が公開することを欲していない情報を公開する状況に陥ったり、他国が認識していない我が国の評価等を公となったりする可能性がある」と述べ、被控訴人の主張を超えた判断している。このような当事者の一方の主張していない事実を裁判所が独自に付加して不開示処分を正当化することは、公正な裁判の在り方として認められるものではない。

(17) 本件不開示部分17について

ア 外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、合理的根拠を示したものとはいえないこと

(ア) 被控訴人は、本件不開示部分17を公にすることにより、「将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場又は政策を策定する必要が生じた場合、当該武力行使について直接又は間接の利害関係を有する関係国が我が国の対応を推察するに際しては、国際情勢又は既に公開されている従前の我が国の対応を見ても正確な予測を行い得るものではなく、我が国がいかなる事項等を重視していたかが重要であるから、我が国政府自身が行った検証の結果として、上記の事項が明らかとなれば、関係国が対イラク武力行使に関して我が国政府が重視していた事項を参考として用いることによって、我が国が執る対応等を正確に予測し（なお、本件不開示部分17には、今後に向けた提言も含まれているから、今後の我が国の対応を予測することが一層可能となる。）、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることにな

る」、「安全保障その他の問題で緊張関係に立つ国が我が国の対応を妨害すべく我が国の国内世論工作等を行う上での参考として用いることも可能となる」と主張する。

(イ) しかしながら、被控訴人は、「将来的に類似の事案」、「イラク及びその周辺国」、「安全保障その他の問題で緊張関係に立つ国」などと、何らの具体的な事実関係を示さない極めて抽象的な主張しかできておらず、日本を取り巻く国際情勢に照らして、将来的に類似の事案が生じる蓋然性、日本とイラク及びその周辺国あるいは安全保障その他の問題で緊張関係に立つ国との従前及び現在の関係、これらをめぐる歴史的経緯及び事象、日本と当該関係国等との今後の交渉及び将来の関係の展望等に関する事実について、なんら主張立証できておらず、合理的な根拠を示していない。

いつ、どういった点で類似の事案が、歴史的経緯や今後の交渉等の展望に照らしてどのような国との間で生じるかについて特定もできないにもかかわらず、5条3号該当性を認めることはできない。

したがって、不開示事由該当性を認定した原判決の判断は誤っている。少なくとも、被控訴人において、これらの具体的な事実関係を示すべきであり、裁判所におかれても、被控訴人に対し、主張立証するよう求められたい。

イ「おそれ」があると推認することができるとした判断の誤り

(ア) 原判決は、「公にすることにより、他国がこれを参考として我が国の国民に対する世論工作や第三国への働きかけ等を行うことが可能となるものと推認することができることに照らすと、事柄の性質上、一般的又は類型的に見て、これを公にすることにより国の安全が害されるおそれがあると推認することができるほか、イラク及びその周辺国が、我が国が対イラク武力行使を支持してきたことに関する広報活

動の効果として認識している状況等、我が国が広報活動について認識している改善すべき点等を推察することが可能となるから、事柄の性質上、一般的又は類型的に見て、これを公にすることにより他国との交渉上不利益を被るおそれがあると推認することができる」と判断した。

(イ) しかしながら、そもそも、世論工作や第三国への働きかけ等が行われるという蓋然性自体がなんらの具体的根拠に基づくものではないし、今後、本件検証によって得た教訓を踏まえ、改善された広報等を試みていく外務省又は政府にとって、世論工作や第三国への働きかけ等は一切恐れるに足らないはずである(本件不開示部分14でも述べたとおり、むしろ、政府が情報を適切に国民に公開しないことによって、国内世論工作等が行われ、誤った武力行使が行われる危険性があるというべきである。)

議論を進めるために、仮に世論工作や第三国への働きかけ等が行われるとしても、本件不開示部分17には、あるべき広報活動の具体的手法や時期などが記載されている。上にも述べたとおり、今後、外務省ないし政府は、当該手法に則って改善された広報等を試みることは当然である。そうすると、将来的に外務省ないし政府が行った広報等を見た他国が当該広報等に基づいて世論工作や第三国への働きかけ等を行うおそれは同様に存在し、本件不開示部分17を開示したことによって、そのおそれが高まるという論理的关系性にはない。

(ウ) また、イラク及びその周辺国が、日本の認識、世論の状況等を推察できるとしても、日々動き続ける国際情勢に照らせば、15年もの過去の時点での日本国の認識や世論の状況等を推察することが、現在の外交交渉等において有意義である事象は到底想定し得ず、交渉上不利益を被るおそれがあるとは言い得ない。

(18) 本件不開示部分18について

ア 被控訴人は、本件不開示部分18の、5条6号該当性につき、「検証チームの構成員が特定される情報内容が後日に公開されることが予想される事態となれば、この種の作業が行われる際に関与する人員の所属部署が推定されて将来同種の作業が行われる際に外交工作の対象とすべき人員が推定されたり、上記の構成員から引き継ぎを受けたことを前提に本件検証に関する情報を得ようとする者等から現在その地位に就く者に対する不当な働きかけが行われたりするおそれがあることから、構成員から外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見を得ることが困難となるおそれがあり、今後の政府部内における協議、検討、検証等の事務を行う上で多大な支障が生ずるおそれがある」と主張し、原判決も同旨の判断をした。

イ しかしながら、そもそも、外交工作や不当な働きかけが行われるという蓋然性自体がなんらの具体的根拠に基づくものではない。各省庁（外務省を含む。）は、「幹部名簿」をインターネット上に広く公開している。本件不開示部分18を開示することによって、外交工作や不当な働きかけが行われるおそれがあるという原判決の判断及び被控訴人の主張は、机上の空論に過ぎない（被控訴人はこれらのおそれを基礎づける具体的な証拠をなんら提出出来ていない。）。

議論を進めるために、仮に外交工作や不当な働きかけが行われるとしても、本件文書は、対イラク武力行使という「過去」に関する検証を行ったものであり、日本が直面し、現に意思決定等を行わなければならない、「現在」のものではない。「現在」の意思決定等を行う人員ないし構成員に対する外交工作や不当な働きかけが有効であり、その危険性が高いとしても、「過去」に関する検証を行った人員ないし構成員に対する外交工作や不当な働きかけ（しかも、その

検証から15年も経過している。)が有効である事象は考えられない。

したがって、被控訴人において、5条6号に該当することを主張立証できているとは到底言い得ず、不開示事由該当性を認定した原判決の判断は誤っている。

以上